

3 第 1 号議案

「あいちの教育ビジョン 2025 —第四次愛知県教育振興基本
計画—」について

このことについて、「あいちの教育ビジョン 2025 —第四次愛知県教育
振興基本計画—」を策定したいので、別添案を添えて請議します。

令和 3 年 2 月 8 日提出

教育長 長 谷 川 洋

説 明

この案を提出するのは、教育を取り巻く課題や変化する社会の動向に対応
し、さらに愛知の教育を推進していくため、本県が今後取り組むべき方向を示
すため必要があるからである。

第四次愛知県教育振興基本計画の策定について

1 計画の名称

「あいちの教育ビジョン2025 —第四次愛知県教育振興基本計画—」

2 計画の策定主体

愛知県・愛知県教育委員会

3 計画の性格

教育基本法第17条第2項に規定する本県の教育振興基本計画

なお、本計画の「基本理念」と「基本的な取組の方向」の部分が、愛知県総合教育会議での協議を経て、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく本県知事の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置づけられる予定である。

4 計画期間

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間

5 今後の予定

2021年2月12日 第3回愛知県総合教育会議の開催

あいの教育ビジョン 2025 –第四次愛知県教育振興基本計画– 概要

はじめに

1 計画策定の趣旨

- 現行計画である「あいの教育ビジョン2020 -第三次愛知県教育振興基本計画-」(2016年2月策定)の計画期間が2020年度までであることから、「あいの教育ビジョン2025 -第四次愛知県教育振興基本計画-」を策定する。
- 次期計画の策定に当たっては、現行計画の基本理念を継承しつつ、新たな課題や今後育むことが求められる力の育成を図る。
- 現行計画と同様に、教育に関する大綱との整合性を図る。

2 計画の性格

- 教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画
- この計画における基本理念や基本的な取組の方向の部分を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」とする。

3 計画期間

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間

第1章 目指すあいの教育

4 基本理念

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいの教育を進めます。

5 基本的な取組の方向

- (1) 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます
一人一人の個性や生活環境の違いなどに応じたきめ細かな教育に努め、主体的、協働的に学び、深く考えることを通して、様々な課題を解決し、自分らしく生きていく力を育みます。
- (2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます
命を大切にする心や他人を思いやる心、人権を尊重する心などを育て、社会の担い手として多様な人々と手を携えて生きていく、豊かな人間性と確かな実践力を育みます。
- (3) 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます
健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって豊かに生きる意欲にあふれ、安全で健康な生活を営んでいくためのたくましさをつちかいます。
- (4) ふるさとの魅力やあいの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます
ふるさとに学び、ふるさとを愛する心を育むとともに、生きていく上での羅針盤となる教育を充実させ、社会の激しい変化の中でも自分をしっかりともって、あいのを担っていく進取の精神を育てます。
- (5) 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます
グローバル社会において、多様な人々と生活し協働する中で、自分自身のアイデンティティと物事を多面的に捉える見方や考え方を身に付け、あいのや世界を担っていく気概や意欲を育てます。
- (6) 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます
子供たちが学ぶ喜びを、教職員が教育者としての誇りを感じられるよう、家庭・地域との連携、教職員の資質・能力の向上、教職員が子供たちと向き合うための条件整備、学校施設・設備の整備等に努めます。
- (7) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します
大規模災害や感染症の拡大等で学校が通常の教育活動を行えないときでも、ＩＣＴの活用など、子供たち一人一人とつながって対応できる、安心で安全な、学びを止めない環境の整備に努めます。

第2章 取組の柱と施策の展開

取組の柱と施策の展開

基本的な取組の方向	取組の柱	施策の展開
1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます	(1) 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 主体的・対話的で深い学びの推進 ② 少人数教育等、学びの環境の充実 ③ 個別最適な学びの保障
	(2) 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報活用能力の育成 ② ICTを活用した個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現 ③ 子供の学びや教職員を支えるICT教育環境の充実
	(3) SDGsの理念を踏まえた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① SDGsについての学習の推進 ② SDGsの理念を取り入れたESDの推進 ③ 環境教育等の推進
	(4) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合学科等の新たな設置と普通科の活性化 ② 全日制単位制高等学校の設置、定時制・通信制教育の充実 ③ 新しい公立高等学校入学者選抜の導入 ④ 民間教育施設との連携・学び直しの機会の充実 ⑤ 県立学校の魅力化と適正配置
	(5) 理数教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 理数科の授業の充実 ② 子供の興味・関心を生かした探究型学習の推進 ③ 高等学校における先進的な理数教育の推進
	(6) 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な学びの場における支援・指導の充実 ② 教員の専門性の向上 ③ 教育諸条件の整備 ④ 卒業後の生活へのスムーズな移行
	(7) 幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 幼児教育のさらなる充実 ② 家庭・地域における幼児教育の支援 ③ 幼児教育を推進するための体制の構築
	(8) 私立学校の振興	<ul style="list-style-type: none"> ① 特色ある教育を受ける機会の確保 ② 私立学校に対する助成 ③ 保護者の学費負担の軽減 ④ 公私の連携
	(9) 大学等高等教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ① 大学との連携による教育活動の充実 ② 高大及び高専連携の推進 ③ 県立の大学の充実

基本的な取組の方向	取組の柱	施策の展開
2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます	(10) 人権教育・多様性理解の推進	① 学校等における人権教育・多様性理解の推進 ② 家庭、地域社会における人権教育・多様性理解の推進 ③ 重要な人権課題への対応
	(11) 道徳教育の充実	① 「特別の教科 道徳」を核にした道徳教育の推進 ② 差別や偏見を許さない、命を大切にする教育の充実 ③ 情報モラル教育の充実
	(12) いじめへの対応の充実	① いじめを起こさせない指導の充実と児童生徒の社会性の育成 ② 早期発見・早期対応のための取組 ③ 教育相談体制の充実 ④ 学校と関係機関との連携
	(13) 不登校児童生徒への対応の充実	① 学校等の取組の充実 ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの協力、教育相談体制の充実 ③ 家庭への援助 ④ 多様な教育機会の確保
	(14) 主権者教育等の推進	① 主体的に社会参画する態度の育成、体験活動の推進 ② 政治的教養を育み、平和と公正を学ぶ教育の充実
3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます	(15) 生涯学習の推進	① 生涯にわたって学ぶ態度の育成、学べる環境の充実 ② 生涯を通じた学習の支援と学び直しの機会の充実 ③ 持続可能な地域づくりを支える社会教育の充実 ④ 読書に親しむ態度の育成、図書館機能の充実
	(16) 家庭教育・子育て支援、子供の貧困対策の充実	① 家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実 ② 子育て家庭への支援 ③ ワーク・ライフ・バランスの啓発 ④ 貧困状態にある子どもたちへの支援
	(17) 学校体育・生涯スポーツの充実	① 学校体育の充実による体力の向上 ② 学校や地域におけるスポーツ機会の充実 ③ 学校部活動と地域スポーツの在り方の検討 ④ アジア競技大会を通じたスポーツの振興
	(18) 健康教育・食育の推進	① 心身の健康づくりの充実 ② 医療的知識を学ぶ機会の充実 ③ 学校等における食育の充実
4 ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます	(19) ふるさと教育の推進と新たな文化の創造	① ふるさと教育の推進 ② へき地教育の振興 ③ 伝統文化・文化財の保存・活用・継承・魅力発信 ④ 芸術の創造・発信と文化芸術の担い手・支え手づくり ⑤ 県民、NPO、ボランティア、企業等が協働した多様な交流・創造の実現
	(20) 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進	① 発達段階の成長課題に応じたキャリア教育の充実 ② キャリア教育推進体制の充実 ③ 女性の活躍促進に向けた教育の充実
	(21) 産業を支える人材の育成	① 科学好きの児童生徒の育成 ② 産業教育の推進 ③ 大学・専門学校、産業界との連携

基本的な取組の方向	取組の柱	施策の展開
5 世界とつながり、生き生きと活躍するためには必要な力を育みます	(22) グローバル社会への対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① グローバル社会で活躍できる人材の育成 ② 多文化共生に向けた教育の充実
	(23) 外国語教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 英語教育等の充実 ② 小中学校、高等学校のつながりを意識した英語教育の充実 ③ 教員の研修の充実
	(24) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 外国人児童生徒の教育の位置付けの明確化 ② 外国人児童生徒等の受け入れ体制整備の支援 ③ 日本語指導に関わる教員の資質向上 ④ 学び直しのための施策の充実 ⑤ 高等学校における配慮 ⑥ ICTの活用 ⑦ 地域における日本語学習・日本語教育への支援 ⑧ 外国人児童生徒等の保護者に対する働きかけの推進
6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます	(25) 学校における働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し ② 業務の精選と切り離し・外部人材の活用 ③ 長時間勤務者や学校への個別のフォローアップ体制の構築 ④ 部活動の在り方の見直し ⑤ 「学校の新しい生活様式」に対応した学級規模の実現 ⑥ ICTの活用による業務改善
	(26) 開かれた学校づくりと学校への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域による学校への支援体制づくりの推進 ② 地域人材の活用 ③ 学校を核とした地域づくり ④ 異なる学校種間・設置者間の連携
	(27) 教員の人材確保と資質向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 優秀な教員の確保に向けた取組の推進 ② 「愛知が求める教師像」の実現に向けた教員養成 ③ 教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化
	(28) 学校施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校施設の防災機能の強化及び計画的・効率的な長寿命化の推進 ② 快適な教育環境の実現 ③ 理科教育・産業教育環境の充実 ④ ICT機器等の教育環境の整備の推進 ⑤ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒のための教育環境の充実 ⑥ 県立学校の魅力化と適正配置
7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します	(29) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障	<ul style="list-style-type: none"> ① ICTを活用した学びの保障 ② 「学校の新しい生活様式」に対応した教育環境の整備 ③ 心のケア実施体制の充実 ④ 学校保健衛生対策の充実 ⑤ 各学校における危機管理マニュアル等の見直し
	(30) 学校安全・防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校安全・防災に向けた実践的な活動の充実 ② 学校安全・防災に関する学びの充実と人材の育成

あいちの教育ビジョン2025

-第四次愛知県教育振興基本計画-

案

2021年2月
愛知県・愛知県教育委員会

ごあいさつ

「子供たちの学びを止めない。」

新型コロナウィルス感染症の感染拡大を防止するために学校が休業を余儀なくされたとき、この言葉のもとに、オンライン学習を始めとした様々な方法で子供たちの学びを保障しようと手だてを講じました。誰もが、ふだんはあまり意識しなかった学校教育の大切さを痛感した出来事でありました。

少子高齢化の進行や、情報に関する技術革新の加速度的な進展等の変化の激しさに加え、これまでにない頻度の大規模災害、未曾有の感染症の拡大等が起きるなど、先の見通しにくい時代です。しかし、こうした状況にあるからこそ、自立した人間を育て、一人一人のよさや個性を伸ばすとともに、私たちの生きる社会の形成者を育成するという教育の役割が重要になってきています。

こうしたことを念頭に置きつつ、このたび教育委員会と共に 2025 年度までの教育振興基本計画を、「あいちの教育ビジョン 2025 — 第四次愛知県教育振興基本計画 —」として策定しました。本ビジョンの策定に当たり、第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議委員の方々には、本県を取りまく様々な教育課題への議論を深めていただきました。また、教育関係者や県民の皆様から貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝を申し上げます。

本ビジョンの基本理念は、「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とした、現在の社会情勢から特に育みたい資質・能力の育成と『知・徳・体』にわたる生きる力を育む、あいちの教育の推進」です。それに基づいて、7つの基本的な取組の方向と、今後 5 年間で取り組むべき 30 の取組の柱と施策について記しています。

本ビジョンのもと、全力であいちの教育を推進してまいります。県民の皆様にも、教育は社会全体で取り組んでいくものとして、社会総がかりで子供たちの成長を見守り、共にあいちの教育を支えていただきますようお願い申し上げます。

2021 年 2 月



目 次

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画期間	1

第1章 目指すあいちの教育

1 基本理念	4
2 基本的な取組の方向	5

第2章 取組の柱と施策の展開

○施策を展開するに当たって 9

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます	
(1) 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実	10
(2) 情報活用能力の育成と ICT 活用教育の推進	13
(3) SDGs の理念を踏まえた教育の推進	16
(4) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり	19
(5) 理数教育の推進	22
(6) 特別支援教育の充実	25
(7) 幼児教育の充実	29
(8) 私立学校の振興	32
(9) 大学等高等教育の振興	34

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

(10) 人権教育・多様性理解の推進	36
(11) 道徳教育の充実	39
(12) いじめへの対応の充実	42
(13) 不登校児童生徒への対応の充実	45
(14) 主権者教育等の推進	48

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

(15) 生涯学習の推進	51
(16) 家庭教育・子育て支援、子供の貧困対策の充実	54
(17) 学校体育・生涯スポーツの充実	57
(18) 健康教育・食育の推進	60

4 ふるさとの魅力やあいの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます	
(19) ふるさと教育の推進と新たな文化の創造	63
(20) 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進	66
(21) 産業を支える人材の育成	69
5 世界つながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます	
(22) グローバル社会への対応の推進	72
(23) 外国語教育の充実	75
(24) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実	77
6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます	
(25) 学校における働き方改革	80
(26) 開かれた学校づくりと学校への支援	83
(27) 教員の人材確保と資質向上の推進	86
(28) 学校施設・設備の充実	89
7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します	
(29) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障	92
(30) 学校安全・防災教育の推進	94

第3章 計画の推進

1 計画の推進に当たって	98
2 指標の設定	98
3 指標	99
参考資料	101

注 本計画では、文章中に「小学校」「中学校」「小中学校」などとある場合、特段のおことわりがなければ、義務教育学校を含むものとします。

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、2007年4月に、「あいちの教育に関するアクションプラン」（以下「アクションプランⅠ」という。）を、2011年6月に、「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」（以下「アクションプランⅡ」という。）を、2016年2月に「あいちの教育ビジョン2020」（以下「教育ビジョン2020」という。）を策定し、教育の総合的な方向性を示し、あいちの教育の充実に取り組んできました。

この間に、AI（人工知能）やIoT（様々なものがインターネットで接続されること）、ロボット工学などの技術革新の加速度的な進展や少子高齢化の進行、外国人児童生徒の増加など、社会情勢は大きく変化しています。また、地震や豪雨などの大規模災害に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が、学校における教育活動に大きな影響を及ぼしており、教育のデジタル化や「学校の新しい生活様式」に対応した教育環境への対応など、教育の在り方が大きく変わろうとしています。

このような背景を念頭に、アクションプランⅠ・Ⅱ、教育ビジョン2020の基本理念を継承しつつ、時代の状況や社会の変化に伴う、新たな課題や今後育むことが求められる資質・能力などを見据えて、本県の今後の教育への取組の方向性を示す、新たな計画を策定することにしました。

2 計画の性格

本ビジョンを、教育基本法第17条第2項に規定する本県の教育振興基本計画として位置付けるとともに、本ビジョンにおける「基本理念」と「基本的な取組の方向」を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」として位置付けます。

3 計画期間

2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間

第1章　目指すあいの教育

- 1 基本理念
- 2 基本的な取組の方向

1 基本理念

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。

本ビジョンでは、教育ビジョン2020の基本理念を継承し、子供たちが、自らのよさや可能性を伸ばし、自己実現を目指すとともに、社会を担う主体となることで、多様な人々と協働して様々な課題を乗り越え、これからの中をよりよいものにし、豊かな人生を送ることを目指しています。

そのために、愛知県・愛知県教育委員会は、変化の激しい社会にあっても、子供たちが自分を見失わず、これからの中や日本、世界を担っていく意欲をもって活動できるように、自らのよりどころとなるふるさとを大切にする心や、広い視野で物事を多面的に捉える見方や考え方、よりよく課題を解決できる力を育てます。

また、子供たちが夢や希望をもちながら自らの人生を切りひらいていくとともに、平和で誰もが認められる共生的な社会を実現できるように、自他の命を大切にする思いやりの心や、自らを律しつつも自らのよさを發揮できる力、多様な人々の存在を、それぞれ一人の人間、同じ仲間として尊重する態度を育てます。

こうしたことに重点を置きつつ、子供たちが「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を身に付けられるように、取り組みます。

本県の教育に関わる全ての人たちが、この基本理念を共有し、これからの中の教育を共に語り、つくっていくための共通の指針とします。

2 基本的な取組の方向

(1) 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

一人一人の個性や生活環境の違いなどに応じたきめ細かな教育に努め、主体的、協働的に学び、深く考えることを通して、様々な課題を解決し、自分らしく生きていく力を育みます。

☞取組の柱

- ① 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実
- ② 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進
- ③ SDGsの理念を踏まえた教育の推進
- ④ 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり
- ⑤ 理数教育の推進
- ⑥ 特別支援教育の充実
- ⑦ 幼児教育の充実
- ⑧ 私立学校の振興
- ⑨ 大学等高等教育の振興

(2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

命を大切にする心や他人を思いやる心、人権を尊重する心などを育て、社会の担い手として多様な人々と手を携えて生きていく、豊かな人間性と確かな実践力を育みます。

☞取組の柱

- ⑩ 人権教育・多様性理解の推進
- ⑪ 道徳教育の充実
- ⑫ いじめへの対応の充実
- ⑬ 不登校児童生徒への対応の充実
- ⑭ 主権者教育等の推進

(3) 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって豊かに生きる意欲にあふれ、安全で健康な生活を営んでいくためのたくましさをつちかいます。

☞取組の柱

- ⑯ 生涯学習の推進
- ⑰ 家庭教育・子育て支援、子供の貧困対策の充実
- ⑱ 学校体育・生涯スポーツの充実
- ⑲ 健康教育・食育の推進

(4) ふるさとの魅力やあいの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます

ふるさとに学び、ふるさとを愛する心を育むとともに、生きていく上の羅針盤となる教育を充実させ、社会の激しい変化の中でも自分をしっかりともって、あいのを担っていく進取の精神を育てます。

☞取組の柱

- ⑳ ふるさと教育の推進と新たな文化の創造
- ㉑ 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進
- ㉒ 産業を支える人材の育成

(5) 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

グローバル社会において、多様な人々と生活し協働する中で、自分自身のアイデンティティと物事を多面的に捉える見方や考え方を身に付け、あいぢや世界を担っていく気概や意欲を育てます。

☞取組の柱

- ②2 グローバル社会への対応の推進
- ②3 外国語教育の充実
- ②4 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実

(6) 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

子供たちが学ぶ喜びを、教職員が教育者としての誇りを感じられるよう、家庭・地域との連携、教職員の資質・能力の向上、教職員が子供たちと向き合うための条件整備、学校施設・設備の整備等に努めます。

☞取組の柱

- ②5 学校における働き方改革
- ②6 開かれた学校づくりと学校への支援
- ②7 教員の人材確保と資質向上の推進
- ②8 学校施設・設備の充実

- (7) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

大規模災害や感染症の拡大等で学校が通常の教育活動を行えないときでも、ＩＣＴの活用など、子供たち一人一人とつながって対応できる、安心で安全な、学びを止めない環境の整備に努めます。

☞取組の柱

- ②⁹ 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障
- ③⁰ 学校安全・防災教育の推進

第2章 取組の柱と施策の展開

施策を展開するに当たって

○ 社会全体で取り組む

家庭、地域、学校の三者が、それぞれの役割を果たしつつ、協働して教育活動に取り組むことが求められています。また、社会情勢の変化や地域の実情に応じた活動を展開するためには、学校、自治体、産業界、大学、NPO等の関係機関が、相互に連携して取り組む必要があります。

○ 多様性を尊重する

全ての県民が自分らしく生きていくことができるよう、多様性が尊重され、国籍、言葉、考え方などの違いによって差別されることのない社会の実現に向けて取り組んでいくことが重要です。

○ SDGsの考えに基づいた活動であること

SDGsに示されている、人権意識の向上や持続可能な共生社会の実現は全世界で取り組む目標です。「持続可能な社会にも有益な取組である」、「誰一人取り残さない取組である」ことに留意し、SDGsの考えに沿って取り組むことが大切です。

○ ICTの活用を推進する

子供たちがより意欲的になれる授業づくりや個別の学びの充実、デジタル社会に対応する力を育成するため、学校における教育活動や家庭学習など、様々な場面において、ICTの積極的な活用を推進することが重要です。また、どのような状況にあっても学びを止めることがないよう、ICTを活用した教育環境の整備を進めることができます。

○ 全てのライフステージで、切れ目のない活動を行う

幼児の育ち、小中学校、高等学校、大学や専門学校、そして、社会に出てからと、子供には発達段階によって、その時々にふさわしい学びがあります。そのため、系統性に沿った教育活動を展開していくことや、段階によって途切れることなく取り組んで行くことが必要です。

また、学校種・学校設置者の枠を越えた学びの連続性を重視することや、地域の実情に応じた特色ある教育の推進を図ることが大切です。

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(1) 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実

現状と課題、施策の方向

- 子供たちが、急激な社会の変化や経験したことがないような困難な状況に遭遇したとしても、自らの力で未来を切りひらき、より豊かな人生を送ることができるよう、「生きる力」を育むことが重要です。
- 新学習指導要領¹では、「主体的・対話的で深い学び²」の視点からの授業改善に努め、社会の中で生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを自らの人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養^{かんよう}を進めることを求めています。
- これらの資質・能力を育成するため、学校と社会が連携した「社会に開かれた教育課程³」の実現と、教育活動の質を向上させる「カリキュラム・マネジメント⁴」の確立を図る必要があります。
- また、全ての子供たちが個々の理解状況や適性に合わせた「個別最適な学び」を実現するため、少人数による指導体制や、ICT⁵を活用した教育の推進を図るなど、学びの環境の充実に向けた取組が必要となっています。
- こうした取組を進めることにより、「個別最適な学び」と、従来からの仲間との学び合いを中心とする「協働的な学び」のそれぞれのよさを発揮させることで、「生きる力」の育成を図ります。

1 新学習指導要領：学習指導要領は、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準（教科等の目標、大まかな教育内容など）を定めたもの。1958（昭和33）年以来、ほぼ10年毎に改訂されている。今回の改訂は、小学校では2020年度、中学校では2021年度から全面実施、高等学校では2022年度から年次進行により実施予定。特別支援学校の各部については、上記に準拠する。

2 主体的・対話的で深い学び：学習指導要領における授業改善の視点として示されたもの。「学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる主体的な学び、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める対話的な学び、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりすることに向かう深い学び」の実現を目指す。

3 社会に開かれた教育課程：社会とのつながりを大切にした教育課程。社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていくもの

4 カリキュラム・マネジメント：①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。②教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。以上3つのことを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

施策の展開

① 主体的・対話的で深い学びの推進

- 児童生徒が、習得・活用・探究の学びの過程の中で、自ら課題を見つけて粘り強く取り組み、仲間と考え合って自らの認識を新たにし、知識を関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりするなど、創造的な活動をする授業を推進します。
- 言語活動の充実、見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動、体験活動、課題選択及び自主的、自発的な学習の促進、コンピュータ等や教材・教具の活用など、児童生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせた授業改善を推進します。
- 「協働的な学び」の基盤となる、児童生徒一人一人のよい点や可能性を生かす、認め合い、誰もが活躍できる学年・学級づくりを推進します。
- ICTを積極的に活用して、児童生徒が自発的に調べ、仲間とつながって考え、自らの学びを社会に発信するなど、主体的な追究ができる授業づくりを推進します。
- 教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通じて教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを学校全体で確立します。
- 国の計画に準じて、小学校における教科指導専門教員の配置について、検討します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善に関する研究成果を、愛知県高等学校教育課程研究協議会や研究発表会等を通して全県の高等学校に普及します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善に関する研修に取り組んでいる私立中学校、高等学校を支援します。

② 少人数教育等、学びの環境の充実

- 教員の定数を改善し、小学校、中学校、高等学校の全ての学年において、少人数学級の早期実現を目指すとともに、チーム・ティーチング⁵などによる少人数指導を推進します。
- 特別非常勤講師や社会人講師、退職教員や大学生など、多様な外部人材を活用した学習のサポートが行えるよう、市町村教育委員会と協力して環境を整備します。

5 ICT : Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報活用能力の育成を図るために、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが、学習指導要領に位置付けられている。

6 チーム・ティーチング：複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら学級あるいは小集団を指導する方式

- 小中学校、特別支援学校では、GIGAスクール構想に基づき、また、高等学校では、国や他県の動向も踏まえながら、県が整備した端末に加えて、BYOD、CYOD⁷も活用し、全ての学校種において1人1台端末環境の早期実現を図ることやICT支援員等の人的配置など、ICTを活用した学びの環境の充実を図ります。
- 人口減少地域における教育の充実を図るために、児童生徒が減少する地域の小規模校に対し、国の「小学校複式学級編制基準」を上回る県基準を継続します。また、連携型の中高一貫教育⁸を行う中学校への連携教育の推進に必要な教員の配置を継続します。
- 課題探究活動や発表活動を取り入れた主体的な学習を行うため、全ての県立高等学校にプレゼンテーションルームやアクティブ・ラーニングルームを整備することを目指します。
- ICTを活用した教育の推進を図るために、タブレット端末や高速大容量の校内情報通信ネットワーク等を整備している私立中学校、高等学校を支援します。
- 実務経験や専門的知識をもつ社会人を活用している私立高等学校を支援します。

③ 個別最適な学びの保障

- 「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けて、教育ビッグデータ⁹を収集し、学習履歴を活用した指導・支援をするなど、個別最適な学びの保障を推進します。
- 全国学力・学習状況調査について、「愛知県版結果分析ソフト」を作成・配布し、各学校で自校の学力を分析し、課題を把握することで、個別指導に生かします。
- 1人1台端末での学習システムの活用を進め、学習履歴などの教育ビッグデータの利活用を進めるとともに、災害時や感染症発生時における臨時休業等の際に、家庭とつなぐオンライン学習による学びの保障にも活用します。
- モデル校でのICTを活用した学びの構築についての研究を実施し、教員研修、小学校高学年における教科担任制、民間のICT技術者による学校への支援体制の強化を検討していきます。

7 BYOD、CYOD : BYOD (Bring Your Own Device) 児童生徒が自分の所有する端末や自宅にある端末を学校に持っていく利用するやり方。CYOD (Choose Your Own Device) 学校が提示した選択肢の中から、各家庭が端末を用意して活用するやり方

8 中高一貫教育：3つの実施形態（中等教育学校、併設型の中学校・高等学校、連携型の中学校・高等学校）がある。中等教育学校は、一つの学校として一体的に中高一貫教育を行うもので、新しい学校種として設けられたもの。併設型は、高等学校入学者選抜を行わずに同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。連携型は、市町村立中学校と都道府県立高等学校など異なる設置者間でも実施可能な形態で、中学校と高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施するもの

9 ビッグデータ：ICTの進展により、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ。教育分野では、生徒の学習履歴や行動履歴にあたる。こうしたデータを蓄積・分析することで、生徒の関心・理解がより深まるように指導方法や教材を変えることが可能になる。

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(2) 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進

現状と課題、施策の方向

- 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会「Society5.0¹」の到来を迎え、これからの子供たちは、これまで経験したことのない、新たな社会の中で生き抜いていくため、情報や情報手段を主体的に活用する能力を身に付けることが、より一層重要となっています。
- 2019年に公布・施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」では、学校設置者である地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定・実施することや、設置する学校における学校教育の情報化の推進のために必要な措置を講ずることが規定されました。また、新学習指導要領²においては、各学校におけるICT³を活用した学習活動の充実が明記され、各教科等の特性に応じて、児童生徒がICTを活用して、情報の収集・発信・共有等を行ったり、プログラミング的思考⁴や情報モラル⁵、ネットワークセキュリティ⁶等に関する知識を学んだりしていくことが示されています。
- 2019年12月に国が公表した「GIGAスクール構想⁷」により、小中学校の児童生徒への1人1台端末の配備、小中学校、県立学校への高速・大容量の校内情報通信ネットワークの整備等、学校のICT環境は急速に拡充されました。今後は、多様な児童生徒の資質・能力を育成するため、個人情報の管理を適切に行いながら、様々な学習活動でICTを活用し、個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びを実現していくことを目指します。

1 Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会を指す。

2 新学習指導要領：P. 10に掲載

3 ICT：P. 11に掲載

4 プログラミング的思考：自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していくべきか、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えること

5 情報モラル：情報社会で適正な活動を行うためのもとになる考え方と態度。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること

6 ネットワークセキュリティ：個人や組織が所有・利用するコンピュータやデータ、ソフトウェア等の情報資産を、コンピュータネットワークや通信回線を介して試みられる攻撃や不正利用から保護し、安全に運用するための施策のこと

7 GIGAスクール構想：GIGA = Global and Innovation Gateway for Allの略。1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるとした構想

施策の展開

① 情報活用能力の育成

- 児童生徒が、ICTを活用し、情報の収集、整理、比較、発信、共有等を行うことができるよう、全ての教科において、情報活用能力を育成していきます。
- 事業者と協力し、小学校におけるプログラミング教育⁸を充実させるとともに、発達の段階に即して情報活用能力が系統的に育成されるよう、小中学校、高等学校を見通したプログラミング教育が展開できるように市町村及び学校を支援します。
- 児童生徒が、興味・関心をもちらながら、情報モラル、情報セキュリティ⁹を学ぶことができるよう、ICT事業者の技術を活用した教材の導入、指導方法の研究、実践を進めます。

② ICTを活用した個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現

- 義務教育では、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）等の学習の基盤となる資質・能力を育成します。
- 高等学校教育では、ICTを活用してSTEAM教育¹⁰を展開するなど、実社会での課題解決に生かすための教科等横断的¹¹な学びを実現していきます。
- 県立高等学校通信制課程において、ICTを活用したレポートの提出等、きめ細かな指導体制の充実を図るための方策を検討します。
- 誰もが個別に最適化された学びにアクセスできるよう、ICTによる個々の児童生徒の学習状況や心身の状況の一元的な把握、障害のある児童生徒や、外国人児童生徒等、経済的支援が必要な児童生徒、不登校児童生徒、特異な資質・能力をもつ児童生徒等への支援、山間地域、離島等の地理的な条件に左右されないICTの活用等、教育におけるICTの活用を進めます。

8 プログラミング教育：プログラミング的思考、コンピュータを活用するために必要な手順やコンピュータの働きをよりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度等の資質・能力を育成するための教育。小学校では、児童に「コンピュータに意図した処理を行うように指示することができます」ということを体験させながら行われる。

9 情報セキュリティ：情報の機密性、完全性、可用性を確保すること。機密性とは、ある情報へのアクセスを認められた人だけが、その情報にアクセスできる状態を確保すること。完全性とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。可用性とは、情報へのアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保すること

10 STEAM教育：Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

11 教科（等）横断的：学びを教科等の縦割りにとどめるのではなく、教科等を越えた視点で教育課程を見わたして相互の連携を図り、教育課程全体としての効果が発揮できているかどうか、教科等間の関係性を深めることでより効果を発揮できる場面はどこか、といった観点から捉え直すこと

- ICT環境や先端技術を効果的に活用した教育の在り方について、全ての学校種の教員、児童生徒、保護者がイメージできるよう、様々な機会を通じて情報提供を行います。
- ICTを活用した教育の推進に取り組む私立学校を支援します。

③ 子供の学びや教職員を支えるICT教育環境の充実

- 小中学校、特別支援学校では、GIGAスクール構想に基づき、また、高等学校では、国や他県の動向も踏まえながら、県が整備した端末に加えて、BYOD、CYOD¹²も活用し、全ての学校種において1人1台端末環境の早期実現を図ります。
- 小中学校や県立学校に整備した児童生徒用端末を家庭における学習でも活用できるよう、県教育委員会において貸出ルール例を作成します。
- 小中学校の1人1台端末の次期更新に向け、BYOD、CYODの研究を進めます。
- 1人1台端末に対応した学校の通信回線や、デジタル教科書・教材等の導入など、国や最新技術の動向を踏まえながら、経費と機能両面で最適なICT環境の充実に努めます。
- 全ての学校種において、クラウド型教育システム¹³により個々の学習履歴の把握と児童生徒への還元を図るとともに、匿名化された教育ビッグデータ¹⁴を活用した指導方法の改善を進めます。また、児童生徒が日常的にICTを学びに活用できるような導入事例を市町村に提供していきます。
- 県立学校において、専任の情報科教員や生徒のICT活用能力を育成するための支援員の配置等、ICT教育の推進体制の強化について検討します。
- 教員を対象としたICT活用研修、ICT教育指導教員の育成・支援、校長等管理職向けICT活用セミナーの開催等、研修内容や支援の方法を工夫し、ICT活用に向けた教員の技量の向上と意識改革を図ります。
- オンライン形式による開催を含め、教員研修や会議の運営方法の見直しを検討します。
- 統合型校務支援システム、既存の業務効率化アプリを活用し、教務、校務分掌等、学校の業務の合理化を進めます。
- ICT教育環境の改善に取り組む私立学校を支援します。

12 BYOD、CYOD : P. 12 に掲載

13 クラウド型教育システム：児童生徒の一人一人が自分専用のコンピュータを持ち、いつでも、どこからでも、クラウドという仕組みを使った「学習・教育クラウドプラットフォーム」にアクセスして、個に対応した質の高い学習を行えるシステム。クラウドは、ソフトウェアやデータ等をインターネットを通じて利用するコンピュータの利用形態

14 ビッグデータ : P. 12 に掲載

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(3) SDGsの理念を踏まえた教育の推進

現状と課題、施策の方向

- 2015年、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を達成年限とした17の国際目標のことをいいます。目標は、働き方や生産・消費などの経済に関する課題、健康や教育など社会に関する課題、気候や生き物など環境に関する課題の3つの分野から構成されており、これらの課題をバランスよく達成することが、人々と地球にとって持続可能な社会の実現へつながっていきます。
- SDGsは、全ての国で取り組むべき目標であり、政府、地方自治体、民間企業・団体など、あらゆる主体の全ての人々に目標達成に向けた行動が求められていることが特徴です。本県も、2019年に「SDGs未来都市」に選定されており、「愛知県SDGs未来都市計画¹」の推進を始め、SDGsの達成に向けた様々な取組を実施しています。
- SDGsの17の目標のうち、「目標4」は教育に特化したもので、「目標4」を構成する10のターゲットのうちターゲット4.7に、ESD（持続可能な開発のための教育）が記載されています。ESDによる持続可能な社会づくりの担い手を育む教育はSDGs達成の鍵とされており、教育には大きな期待が寄せられています。
- 2014年に本県で開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」で採択された「あいち・なごや宣言」では、若い世代の「人づくり」の重要性がうたわれています。また、本県のユネスコスクール²加盟校数は全国最多であり、各校では、環境、国際理解、人権などの課題について、身近なところからその解決に取り組むための学習が展開されています。さらに、新学習指導要領³においても、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、地域や地球規模の様々な課題について、一人一人が主体的に考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育むことが求められています。こうしたことから、SDGsとのつながりを意識しながら、ESDを始めとする教育活動を一層推進していきます。
- SDGsの環境分野に関して、本県は、環境をテーマとして開催した2005年の愛知万博や、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催等を通じて県民・事業者等の高い環境意識が醸成されてきています。環境に対する高い県民意識をさらに維持向上していくために、「家庭」「学校」「社会」それぞれの主体が、連携・協働しながら、環境学習を拡充していくことが重要です。学校において普段の授業や活動の中に環境の視点を取り入れるとともに、学んだことを家庭や地域で実践することで、学校の外へ発展する環境教育を展開していきます。

施策の展開

① SDGsについての学習の推進

- 「愛知県SDGs推進本部」の下、SDGsの理念を具体化する取組を推進します。
- 各学校における総合的な学習（探究）の時間などを通してSDGsの理念や意義を学ぶとともに、各教科や活動にSDGsを関連付けた学習を推進します。

② SDGsの理念を取り入れたESDの推進

- SDGsの理念を取り入れた新たなESDの視点に立った学習指導や教員研修を充実させていきます。
- ESDの推進拠点と位置付けられているユネスコスクールについて、他校のESD実践事例を学ぶことや意見交換等のため、ユネスコスクールの活動事例集の発行や、ユネスコスクール交流会、ユネスコスクール支援会議を開催します。
- 各学校における総合的な学習（探究）の時間や、あいちグローバルハイスクール（AGH）⁴等の取組を通して持続可能な開発目標であるSDGsの視点を踏まえた学びに取り組みます。
- ESDに関する教員研修、ユネスコスクールに加盟している私立高等学校を支援します。

③ 環境教育等の推進

- 「愛知県環境学習等行動計画2030⁵」に基づき、「家庭」、「学校」、「社会」において、それぞれが連携・協働しながら、環境学習を推進します。
- 幼稚園や学校において、「あいち環境学習プラザ⁶」や「もりの学舎⁷」等を始めとする県内の環境学習施設の利用や身近な自然の中での体験学習など、発達段階に応じた環境学習を実施します。
- 小中学校における環境に関する出前授業や、小学校高学年を対象とした環境学習副読本「わたしたちと環境」等を活用し、自然、水・空気、資源循環、地球温暖化等に関する環境学習を推進します。

1 愛知県SDGs未来都市計画：SDGsの達成期限である2030年の愛知県のあるべき姿や、SDGsの達成に向けて、計画期間の3年間に先導的に進める取組を記載するとともに、関連するSDGsの目標や重要業績評価指標（KPI）等を設定している。（計画期間2019～2021年度）

2 ユネスコスクール：ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。

3 新学習指導要領：P.10に掲載

4 あいちグローバルハイスクール（AGH）：国のスーパーグローバルハイスクール事業を継承して、県独自に国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成を重点的に行う高校を指定したもの

5 愛知県環境学習等行動計画2030：「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づき2018年3月に策定。持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を目的としている。（計画期間2018～2030年度）

6 あいち環境学習プラザ：県の環境学習の拠点機能を担う施設。展示や講座等による環境学習や、環境学習に関する相談・講師紹介等を実施

7 もりの学舎：県の環境学習の拠点機能を担う施設。インタープリター（森の案内人）による自然体験型の環境学習事業を実施

- 中高年・シニア世代を講師として活用し、小中学生に対する環境学習を実施します。
- 県立工科高等学校に「環境科学科」を設置し、本県の環境にやさしい製品等についての品質検査や試験・分析等の職に関する技術を身に付けた人材を育成します。
- 「環境教育 協働授業づくりハンドブック⁸」等を活用した研修の実施により、学校が社会に開かれた教育課程を実現しやすい環境づくりを推進します。
- 講演会や体験活動等による環境教育を実施している私立中学校、高等学校を支援します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターWebページ

8 環境教育 協働授業づくりハンドブック：学校での環境教育において事業者・NPO等との連携・協働を促進するための手引き（2017年3月愛知県作成）

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(4) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり

現状と課題、施策の方向

- 児童生徒の学習に対する興味・関心や希望する進路はますます多様化するとともに、不登校や、経済的に恵まれない家庭環境にある児童生徒、日本語能力が十分身に付いていない外国人児童生徒等が増加しています。また、社会に出てから、学び直しを希望する人など、多様な学習ニーズに対応できる学校づくりが一層重要になってきています。
- グローバル化とデジタル化が急速に進み、産業社会が求める人材育成ニーズが高度化・多様化する中で、児童生徒が社会で活躍できるよう学校教育にも対応が求められています。
- 本県では、2015年に策定した「県立高等学校教育推進基本計画（高等学校将来ビジョン）¹」に基づいて策定した、「県立高等学校教育推進実施計画²（第1期）」及び「県立高等学校教育推進実施計画（第2期）」により、多様なニーズを踏まえた県立高等学校づくりを進めています。
- また、民間教育施設との連携や、学び直しの機会の充実を通して、不登校の児童生徒や外国人児童生徒等への支援を図り、多様な学びを保障する取組を進めます。

施策の展開

① 総合学科等の新たな設置と普通科の活性化

- 2023年度に城北つばさ高等学校専門定時制課程³を県立定時制課程初の総合学科⁴に改編します。また、これまでの各総合学科高等学校の取組成果を検証し、新たな設置を検討します。

1 県立高等学校教育推進基本計画（高等学校将来ビジョン）：本県の高等学校教育を取りまく諸課題を踏まえて、時代の変化や生徒のニーズを踏まえた高等学校づくりを推進するために、10年後を見据えたグランドデザインとなる計画。計画期間 2015年度～2024年度

2 県立高等学校教育推進実施計画：「県立高等学校教育推進基本計画（高等学校将来ビジョン）」に基づいて策定された計画。「県立高等学校教育推進実施計画（第1期）」は、2015～2019年度までの前半5か年を計画期間とし、「県立高等学校教育推進実施計画（第2期）」は、2020～2024年度までの後半5か年を計画期間としている。

3 定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程。1日の内に、特定の時間帯で授業を行う課程を複数組み合わせて置く2部制、3部制の学校もある。

4 総合学科：普通教育を主とする学科である「普通科」、専門教育を主とする学科である「専門学科」に並ぶものとして、1994年度から全国的に導入された学科。総合学科で行われる教育の特色として、
・幅広い選択科目の中から生徒が自分で科目を選択し学ぶことが可能であり、生徒の個性を生かした主体的な学習を重視すること
・将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視すること
などが挙げられる。

- グローバル人材育成の全県的な拠点校を設置し、グローバル企業が集積する地域の特性を生かした企業等との連携により国際的な課題の探究に取り組む教育活動に取り組みます。
- これまでのコスモサイエンスコース⁵における取組の成果を踏まえ、「理数科」や「理数コース」⁶への改編により、理数分野の人材を育成します。
- 観光産業全般で活躍できる人材を育成する「観光ビジネスコース」の新設を検討します。
- 将来、看護師や理学療法士等として活躍できる人材を育成する「医療・看護コース」の新設を検討します。
- 既設の「教育コース」の成果を検証し、地域のバランスを考慮して新たな設置を検討します。
- 時代の変化や生徒のニーズを踏まえた新たな普通科コースの設置を検討します。
- 国の普通科高等学校改革の動向を踏まえて、「学際科学的な学びに重点的に取り組む学科」「地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに重点的に取り組む学科」「その他特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科」等、新たな普通教育を主とする学科の在り方について検討します。

② 全日制単位制高等学校の設置、定時制・通信制教育の充実

- 既存の学年制の高等学校等を、将来の進路や興味・関心に応じて科目を選択して自分のペースで学習することができる全日制単位制高等学校に改編するとともに、スクールカウンセラー⁷の配置を継続・拡大し、生徒理解や生徒相談体制の充実を図ります。
- 中学校において不登校であった生徒や、中途退学を経験した生徒など、特別な事情のある生徒のニーズに応えていくため、引き続き、ニーズの高い昼間定時制課程の新設及び募集定員の増員などを検討します。
- 通信制課程については、入試日程の変更など進路選択がしやすい環境づくりについて検討するとともに、SNSの活用なども含めたきめ細かな指導体制の更なる充実を図るなど、自校以外の場所で平日に学習できるサテライト施設を設置します。
- 定時制キャリア教育モデル推進校を指定し、その成果の普及を図ります。
- 高等学校において、学び直しを必要とする生徒への支援を行うための教員の適正な配置に努めるなど、支援体制の充実を図ります。

③ 新しい公立高等学校入学者選抜の導入

- 2023年度入学者選抜から、新しい制度を導入し、中学生の成長や自己実現にとってより望ましく、多様なニーズに対応するとともに、時代や社会の状況に即した、より合理的な制度とします。

④ 民間教育施設との連携・学び直しの機会の充実

- 不登校の児童生徒に対する支援を強化するため、適応指導教室⁸の効果的な活用を図るとともに、国の動向も踏まえ、フリースクール⁹等との連携を検討します。
- 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が設置する中学夜間学級の改善を検討するとともに、夜間中学の課題についての研究やニーズの把握を図ります。
- 外国人の子供の教育の機会を確保するため、学校と民間教育施設やNPO等との連携を図ります。
- 進路が決まらないまま中学校を卒業する生徒がいる実態を踏まえ、無業者を生み出さない方策や、無業者となった若者への支援策について、関係者が連携して検討を進めます。
- 若者・外国人未来塾¹⁰を拡充し、中学校卒業後の進路未定者、高校中退者、ひきこもり状態の人及び外国人等、社会的困難を抱える若者に対して、高等学校卒業程度認定試験の合格等に向けた支援を行います。また、一部の地域において、日本語習得が不十分な外国人のための日本語学習支援やICTを活用した学習支援の在り方を検討します。

⑤ 県立学校の魅力化と適正配置

- 県立工業高等学校の「工科高等学校」への名称変更と学科改編に続き、その他の専門学科においても、例えば商業科においてデジタル社会に対応するための教育課程を実施するなど、新時代に対応した改革を検討します。
- 県立高等学校の専門学科におけるデジタル化対応設備の環境を整備することにより、専門学科のICT化・オンライン化を推進し、デジタル・トランスフォーメーション¹¹等に対応した、Society5.0¹²時代における地域の産業を牽引する職業人を育成します。
- 生徒や学校、地域の実態等に応じ、学校設定教科・科目を設けるなど、特色ある教育課程の編成・実施を推進します。
- 多様な生徒のニーズに応える様々なタイプの高等学校の設置を検討します。
- 学校の特色に応じた少人数指導を推進します。
- 生徒が減少する地域における学校の活性化・魅力化を進めるとともに、全県的な学校配置の具体的な構想を検討します。

5 コスモサイエンスコース：県立高等学校のコース。実験・実習を通して、比較的高度な理科的数学的な見方・考え方を学ぶとともに、国際的な視野や科学的な素養を身に付け、将来の科学技術開発を担う人材を育成する。

6 理数科・理数コース：県立高等学校の科及びコース。実験や実習、研究施設や大学訪問による理数科目の充実や探究活動の充実などを通して、国際社会で活躍できる科学技術開発を担う人材や理数分野において新たな価値を創造できる人材の育成を図る。

7 スクールカウンセラー：児童生徒の心のケア、保護者等の悩みの相談や教職員のコンサルテーションに中心的な役割を果たす臨床心理士等

8 適応指導教室：不登校の小中学生に対して、集団生活への適応や基礎学力の補充等のための相談・指導を行い、学校への復帰を支援する教室のこと、市町村が設置する。児童生徒は、小中学校に在籍したままこの教室に通う。

9 フリースクール：不登校や引きこもり等の児童生徒を対象とした、学校教育の枠にとらわれない民間の学びの場、居場所。理念や支援内容、施設等の形態は様々であり、それぞれが特色ある活動を行っている。

10 若者・外国人未来塾：高校中退者等を対象とした高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援及び相談・助言を無料で実施する取組。日本語習得が十分でないため、希望の進路実現が困難となっている外国人を対象とした日本語学習支援も行っている。

11 デジタル・トランスフォーメーション：将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること

12 Society5.0：P.13に掲載

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(5) 理数教育の推進

現状と課題、施策の方向

- 社会を大きく変化させているICT¹やAI²といった科学技術の多くは、高度な理数教科の学問によって支えられています。しかしながら、全国学力・学習状況調査の結果によると、本県の小中学生が、「算数・数学の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う」と答えた割合は、全国平均を下回っている状況にあり、理科においても同様の傾向となっています。
- 新学習指導要領³では、小中学校において、算数・数学では問題解決の喜びを感じること、理科では実験と観察を通して理数教科の学びの有用性を認識できるようにする必要があるとしています。また、高等学校では、各学科に共通する教科として「理数科」を新設するなど、理数教科を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高めることを目指しています。
- さらに、これからの中では、創造力や柔軟な対応力、高度なコミュニケーション能力などをもとに新しい世界を切りひらいていくことが求められています。また、本県は、自動車産業、航空宇宙産業等のものづくり産業を基盤に発展し、今後も、ロボット産業等、新たな科学技術イノベーションの起爆剤となるスタートアップ⁴の創出を目指していることから、これらの産業を担う人材の育成は重要な課題です。
- こうした現状等を踏まえ、興味・関心を起点として主体的に課題を解決していく学習や探究型学習を進めるとともに、STEAM教育⁵やスーパーサイエンスハイスクール⁶などの取組、大学や企業と連携した取組、理数科・理数コース⁷の設置を進め、理数教育をさらに充実させていきます。

1 ICT:P. 11 に掲載

2 AI:人工知能 (Artificial Intelligence) の略称。コンピュータの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピュータが「学ぶ」ことができるようになったもの。AI 技術により、翻訳や自動運転、医療画像診断や囲碁といった人間の知的活動に、AI が大きな役割を果たしつつある。

3 新学習指導要領 : P. 10 に掲載

4 スタートアップ : 新しいビジネスを一から開始し、急成長をしている事業や企業

5 STEAM 教育 : P. 14 に掲載

6 スーパーサイエンスハイスクール : 文部科学省が、高等学校等に対して、先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続の在り方について大学との共同研究や、国際性を育むための取組を推進する支援事業における、指定名称

7 理数科・理数コース : P. 21 に掲載

施策の展開

① 理数科の授業の充実

- 小中学校の算数・数学や理科の学習では、児童生徒の知的好奇心や探究心を育み、科学的な見方や考え方を養うことを通して、算数・数学や理科が好きな子供を育てます。
- 小中学校でのプログラミング教育⁸を積極的に進めるとともに、算数・数学科や理科と関連づける活動を取り入れ、児童生徒の論理的思考力を育てます。
- 小学校の理科の授業を充実するため、教科担任制の導入や理科実験補助員の配置を進めます。
- スーパーサイエンスハイスクール事業等の成果を他の高等学校に広く普及するとともに、理科教員の指導力向上を目的とした取組を実施します。
- 高等学校における理科教員の指導力向上を目的とした理科教員地区別研修を実施します。
- 理科教育設備の充実を図り、観察・実験などを通して実物に触れて探究的な学習を実施することができる教育環境を整備します。

② 子供の興味・関心を生かした探究型学習の推進

- 県内の中高校生を対象に、「サイエンス実践塾⁹」などを開催し、広く科学技術の普及・啓発を図ります。
- チームで科学に関する競技に取り組む「あいち科学の甲子園（高校生対象）」「あいち科学の甲子園ジュニア（中学生対象）¹⁰」を開催して、科学に関する興味・関心を高めるとともに、科学の楽しさやおもしろさを味わう機会を通して科学好きの生徒を育てます。
- 児童生徒の科学技術に対する興味・関心の醸成を図るため、少年少女発明クラブ¹¹の設置促進及び活性化を支援します。

③ 高等学校における先進的な理数教育の推進

- 理数探究¹²の学習過程を通して、数学的な見方・考え方と理科の見方・考え方を組み合わせるなど、課題を解決する力を育成します。

8 プログラミング教育：P. 14 に掲載

9 サイエンス実践塾：中高生の科学技術分野に関する知的好奇心を伸長し、理工系に進む人材の裾野を拡大するため、協力企業による先端計測機器やプログラミング機器を用いて行う出前授業や講義

10 あいち科学の甲子園・あいち科学の甲子園ジュニア：数学、理科等の知識・技能を用いて実生活に関連した課題に取り組む機会を設けることで、論理的な思考力・判断力・表現力等を育成し、理数的能力の向上を図る競技大会。あいち科学の甲子園ジュニアは、その中学生対象の大会。

11 少年少女発明クラブ：子供たちの自由な発想を尊重し、科学技術に対する夢と情熱を育み、創造力豊かな人間形成を図ることを目的としたクラブ。全国47都道府県に約210のクラブが設置されており、本県では、現在全国1位となる24クラブで子供たちが創作活動を行っている。

12 理数探究：2022年度から実施される高等学校学習指導要領で新たに設置された共通科目。様々な事象に関わり、数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を働かせ、探究の過程を通して、課題を解決するために必要な資質・能力を育成することを目標とする。

- 国の「スーパー・サイエンス・ハイスクール事業」及び本県独自の「あいち STEM ハイスクール研究指定事業¹³」により、大学や企業と連携して教科横断的¹⁴な学びを推進するとともに、研究の成果を広く共有します。また、幼児期からの科学的体験の機会や小中学校における総合的な学習の時間を充実させるとともに、高等学校での STEAM 教育等を通じて、教科等横断的な学習や探究的な学習を推進することで、幅広い学習や生活の場で、理数的知識を活用できる力を育成します。
- スーパー・サイエンス・ハイスクールを始めとする科学技術教育に力を入れている高等学校が参加する「あいち科学技術教育推進協議会¹⁵」を開催し、研究や取組の成果を広く共有します。また、大学や研究機関等も含めた研究発表の場である「科学三昧 in あいち¹⁶」について、参加校や参加者の一層の拡大を図ります。
- 県内6大学の協力のもとに実施している「知の探究講座¹⁷」を継続実施するなど、先進的な理数教育を受ける場を一層充実していきます。
- スーパー・サイエンス・ハイスクールの指定を受けている私立高等学校を支援します。

13 あいち STEM ハイスクール研究指定事業：本県の基幹産業である「ものづくり産業」を維持・発展させていく優れた科学技術力をもった人材を育成するため、スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）やスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）指定校とは異なる学校5校を3年間、研究指定校とし、理工系大学と連携して STEM4 分野の学力を強化するための新たな教育課程を研究開発するもの

14 教科（等）横断的：P. 14 に掲載

15 あいち科学技術教育推進協議会：理数教育に関する優れた取組を全校に普及するとともに、高大連携の充実を図ることにより、本県の理数教育の一層の発展と、科学技術創造立国を目指す我が国を支える優れた人材の育成を目指す。理数教育に入れている県内の高校が中心となって、科学技術に関する教育活動に関する情報交換や研究協議を行う。

16 科学三昧 in あいち：スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）の事業を始めとする科学技術に関わる先進的教育活動の発表及び情報交換を行うため、生徒による研究の口頭発表やポスター発表、また、大学、研究機関及び企業等による情報発信やワークショップなどを行う合同発表会

17 知の探究講座：科学技術分野の優れた人材を育成するために、県内6つの大学の協力を得て県教育委員会が設定する高校生対象の先進的な理数教育講座

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(6) 特別支援教育の充実

現状と課題、施策の方向

- 特別支援教育に対しては、社会全般の障害者理解促進と障害者の社会参加に関する意識の高まりや、幼稚園・認定こども園・保育所、小中学校、高等学校における特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加、障害のある外国人幼児児童生徒等の増加等により、特別支援学校の環境整備やインクルーシブ教育システム¹の推進等、さらなる取組の充実が求められています。
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、どの学校種においても適切な支援・指導を受けることができるよう、支援情報の確実な引継ぎによる一貫した支援体制を充実するとともに、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導を行うことができる専門性をもった教員を育成する必要があります。
- また、人的配置や施設設備等の教育環境を充実するとともに、自立と社会参加の促進に向けた就労支援等、学校卒業後の生活が充実し、生涯にわたり生きがいをもって過ごすことができるよう取り組んでいくことが求められています。
- 「第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）²」に基づき、障害の有無によって分け隔てされることがない共生社会の実現に向けて、特別支援教育を一層充実していきます。

施策の展開

① 多様な学びの場における支援・指導の充実

- 校内研修の推進や保護者に対する理解啓発、関係機関との連携等、特別支援教育コーディネーター³を中心とした、校（園）内支援体制のさらなる充実を図ります。

1 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある子供とない子供が共に学ぶ仕組み

2 第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）：県の特別支援教育の指針となる計画。幼稚園・保育所等から小中学校、高等学校までの一貫した支援が可能となるよう、各地域の特別支援学校を核とし、校種間の連続性・つながりを意識した取組を進め、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援の充実を目指している。計画期間 2019年度から2023年度

3 特別支援教育コーディネーター：校長より指名され、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関との連携・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員

- 幼児児童生徒の個別の教育支援計画⁴及び個別の指導計画⁵の作成率及び引き継ぎ率を向上させるため、計画の作成や引き継ぎに対する保護者の理解を深められるよう取り組みます。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の適切な活用を進めるとともに、幼児児童生徒の支援情報について、進学先や進路先へ確実に引き継ぐことができるよう、幼稚園・認定こども園・保育所、小中学校、高等学校と関係機関との連携を強化します。
- 適切な教育支援の在り方について教員への周知の徹底を図るとともに、乳幼児期からの支援や教育相談体制の一層の充実に努めます。
- 地域における特別支援教育のさらなる充実を図るため、特別支援学校と小中学校、高等学校との連携を強化し、地域における教育的資源の有効活用を促進します。
- 幼稚園・認定こども園・保育所から就学への移行支援及び中学校から高等学校等への移行支援を円滑に行うため、地域における教育、医療、福祉、労働等の関係機関によるネットワーク作りを推進します。
- 県立高等学校において、障害についての理解促進を通して生徒の豊かな人間性を育むため、障害のある生徒との実習等を通じた交流及び共同学習を推進します。
- 特別支援学校において、児童生徒の実態に基づいた重複障害学級の適正な配置を行うなど、障害の重度・重複化、多様化へ対応するための取組を推進します。
- 医療的ケア⁶を必要とする幼児児童生徒の増加や複雑化・多様化・高度化する医療的ケアに対応するため、増加する児童生徒数に応じた看護師の増員等により、特別支援学校の医療的ケア実施体制の充実を図るとともに、研修の充実による教員や看護師等の専門性の向上に努めます。
- 特別支援学校における外国人等語学支援の必要な幼児児童生徒や保護者への支援体制の充実を図るため、支援員の配置や小型通訳機の配備を拡充します。
- 特別な支援を必要とする園児が就園する私立幼稚園や、特別な支援を必要とする児童生徒への学習・生活・進学・就職等をサポートする私立中学校、高等学校を引き続き支援します。

② 教員の専門性の向上

- 全ての学校種において、一人一人の教育的ニーズや障害特性に応じた支援・指導が行えるよう、各々の教員の立場や役割に応じた研修の充実と参加率の向上を図ります。

4 個別の教育支援計画：障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成する計画

5 個別の指導計画：幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画

6 医療的ケア：学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為

- 特別支援学校のセンター的機能⁷を強化し、幼稚園、小中学校、高等学校における特別支援教育の推進及び充実を図ります。
- 学校においてリーダーとなる人材の育成を図るため、小中学校、高等学校と特別支援学校との人事交流や大学・研究所への派遣を積極的に進めます。
- 幼児児童生徒への支援・指導の充実を図るため、県総合教育センターとの研究協力を行うなど、各障害種における課題に対応した研究を実施します。
- 特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上を図るとともに、特別支援学校の教員が、全ての特別支援教育領域の免許状を取得することを目指します。
- 児童生徒の状況やニーズに対応するため、ユニバーサルデザインの授業⁸等の研修を充実するとともに、公立と私立の学校の教員が合同で参加できる教員研修の実施を検討します。

③ 教育諸条件の整備

- 幼児児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに適切に対応できるよう、特別支援教育支援員⁹等の人的配置や施設設備の充実等、多様な学びの場の整備に向けた取組を進めます。
- 県立高等学校における通級による指導¹⁰について、生徒の現状を踏まえた通級の実施形態（自校、他校、巡回）の研究を行うとともに、全日制・定時制の課程の違い等を考慮して、実施校の拡大に努めます。
- 特別支援学校の過大化による教室不足解消や長時間通学の緩和、学習環境の改善等を図るため、新設校の設置等を進めます。
- 「県立学校施設長寿命化計画¹¹」に基づき、計画的に施設の改修等を進めます。
- 老朽化した県有のスクールバスを計画的に更新します。
- スクールバスの増車のみでは解消できない特別支援学校への長時間通学について、分校・分教室の設置や複数障害種の併置、通学区域の見直し等、改善方策を検討します。

7 特別支援学校のセンター的機能：地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校がその中核的な役割を担うこと。特に、小中学校に在籍する障害のある児童生徒について、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくために、特別支援学校が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小中学校を積極的に支援すること

8 ユニバーサルデザインの授業：特別な配慮・支援を必要とする児童生徒だけでなく、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業

9 特別支援教育支援員：幼稚園、小中学校、高等学校において障害のある児童生徒に対して、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や、発達障害の児童生徒に対する学習活動上のサポートを行う。

10 通級による指導：学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、大部分の授業を小中学校、高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行うもの

11 県立学校施設長寿命化計画：県が総合的かつ計画的に県有施設の利活用最適化を推進することを目的として、施設の老朽化対策を軸とした基本方針を取りまとめた「愛知県公共施設等総合管理計画」に基づく、学校施設における個別施設計画。従来の維持保全の方針を見直し、建物の長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの削減や事業費の平準化を図りつつ、教育環境の維持・向上を図り、中長期的に老朽化対策に取り組む。計画期間 2019年度～2029年度

- 一人一人の障害の特性や教育的ニーズに対応した教育や、企業等のニーズに対応した就労支援を推進するため、特別支援学校でのICT¹²を活用した学習指導の充実や実習設備の更新等を図ります。
- 障害の状態や病状により学校の教室で学ぶことが困難な児童生徒に対して、ICTを活用した授業を実施するなど、児童生徒が学び続けられる教育環境を整備します。

④ 卒業後の生活へのスムーズな移行

- 大学等と連携し、入試における配慮や入学後の支援体制、バリアフリー環境等の情報を発信するなど、障害のある生徒や保護者に対する支援を進めます。
- 「キャリア教育・就労支援推進委員会¹³」において、引き続き、就労支援策の検証や検討を行います。
- 特別支援学校高等部の職業コースを充実させるとともに、取組の成果を小中学校や高等学校へ発信することにより、障害のある児童生徒に対する職業教育の充実を図ります。
- 職業教育の充実に向け、研修の充実等により、教員の専門性の向上を図ります。
- 関係機関と連携し、就労アドバイザー¹⁴を中心とした就労先（職域）の拡大、職場定着支援を進めます。
- 全ての障害種の特性に応じた就労支援及び職場定着支援を充実し、また、地域や企業のニーズに対応できるよう、就労アドバイザーの増員を含めた適切な配置に努めます。
- 学校卒業後の学びや交流の場を確保し、生涯を通じて教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、社会参加活動を支援します。

12 ICT : P. 11 に掲載

13 キャリア教育・就労支援推進委員会：学識経験者、企業関係者、労働部局関係者、福祉部局関係者、学校関係者等を委員とする就労支援策の検証や検討を行う委員会

14 就労アドバイザー：特別支援学校高等部の卒業生の就職率の向上のため、就職先・実習先の開拓や関係機関との連携体制の構築などを行う教職員

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(7) 幼児教育の充実

現状と課題、施策の方向

- 幼児期は、人格形成の基礎をつちかう重要な時期であり、この時期に、好奇心や探究心、豊かな感性など、生涯にわたる学びの基礎を育むことが重要です。
- 全ての子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障するため、2015年度から「子ども・子育て支援新制度¹」、2019年10月から「幼児教育・保育の無償化²」などが実施され、幼児教育を巡る環境は大きく変化しています。
- 幼児教育の重要性が高まる一方で、急速な少子化の進行や、家庭及び地域を取り巻く状況の変化等が複合的に絡み合い、幼児の生活体験が不足しているといった課題があります。各幼稚園・認定こども園・保育所においては、集団生活を通して、家庭では体験し難い、社会・文化・自然等に触れる中で、幼児期において育みたい資質・能力を育成する幼児教育の質の向上に一層取り組んでいく必要があります。
- 幼児教育は、その後の学校教育全体の生活や学習の基盤をつちかう役割を担っていることを踏まえ、幼児教育において育まれてきた資質・能力を、小学校教育を通じてさらに伸長していくために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿³」を手がかりに、幼児教育と小学校教育との連携・接続を強化することが必要です。
- 幼稚園・認定こども園・保育所を通じて全ての子供が健やかに成長するよう、幼児教育の内容・方法のさらなる充実や、幼児教育を担う人材の専門性の向上を図るとともに、幼稚園・認定こども園・保育所と家庭、地域が一体となって取り組むことにより、県全体で質の高い幼児教育を推進していきます。

1 子ども・子育て支援新制度：子ども・子育て関連3法が成立し、2015年4月～本格的にスタートした制度。特徴は次の3点。1 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供。「認定こども園」の普及を促進 2 待機児童解消のため、保育の受入れ人数を増やすとともに、子供が減少傾向にある地域の保育を支援 3 子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育ての一層の充実

2 幼児教育・保育の無償化：2019年10月より3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの保育料が無償化された。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象となる。

3 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿：幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿。次の10の姿がある。(健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現)

施策の展開

① 幼児教育のさらなる充実

- 「愛知の幼児教育指針⁴」に基づき、愛知県幼児教育研究協議会⁵等において幼児教育の今日的な意義や役割、方法、課題等について専門的な研究協議を進め、その成果を市町村等へ普及します。
- 幼児一人一人の発達を見通しながら、遊びや生活の中で、幼児が主体性を十分に發揮し、幼児期において育みたい資質・能力を育成できるよう質の高い教育を推進します。
- 交流活動や合同研修、小学校への接続期における教育課程、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画及び保育課程⁶の編成・作成や検討などを進めるとともに、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との連携体制の強化に、継続して取り組みます。
- 地域や小学校区の実情に応じて、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携し、教育課程の編成や幼児児童理解を目的とした参観・協議会等の開催に取り組みます。
- 幼児の直接的・具体的な体験をさらに豊かにするため、幼児の発達段階を考慮しながら、ＩＣＴ⁷を基盤とした先端技術の活用を推進します。
- 障害のある幼児や外国人幼児など、特別な配慮を必要とする幼児を支援するために必要な体制の整備に取り組みます。
- 幼稚園教諭や保育士・保育教諭の将来的な人材確保のため、中学校や高等学校における啓発について検討します。
- 全ての幼稚園・認定こども園・保育所で質の高い教育・保育が展開されるよう、関係部局と県教育委員会が協力して、幼稚園教諭や保育士・保育教諭の資質と専門性の向上を図るための資料を作成し、研修内容や研修体制の充実に向けた取組を市町村等へ働きかけます。
- 幼稚園教諭や保育士・保育教諭に対して効果的な研修を行い、幼児教育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や多様なニーズに対応できる専門性・実践力などの資質・能力の向上を図ります。
- 市町村と連携を図りながら、幼稚園・認定こども園・保育所の運営のために、効果的な指導を行います。
- 幼稚園・認定こども園・保育所において、評価等を通じて、施設の運営や環境づくり、教育課程等や指導などに生かすことができるよう、各園の独自性を生かしつつ、持続的な改善を促すＰＤＣＡサイクル⁸の構築を推進します。

② 家庭・地域における幼児教育の支援

- 保護者や地域の幼児教育に関する理解を深めるため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用した啓発活動や、保護者等に対する相談体制の整備、地域における家庭教育支援の充実を図ります。

③ 幼児教育を推進するための体制の構築

- 質の高い幼児教育を実現するために、大学等と連携しながら、幼児教育の意義や効果的な指導方法等に関する科学的知見等の研究成果について、幼稚園・認定こども園・保育所に周知し、関係者間の共通理解を図ります。

4 愛知の幼児教育指針：本県における幼児教育の充実を目指すために、愛知県幼児教育研究協議会において「愛知県のこれからの中の幼児教育の在り方を考える」について検討したことをもとに、愛知県教育委員会が策定（2012年12月）

5 愛知県幼児教育研究協議会：幼児教育に関する諸問題について研究協議を行う組織。幼稚園・保育所等幼児教育関係者、小学校関係者、学識経験者、市町村関係者、県関係者、保護者代表から構成される。

6 教育課程、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画及び保育課程：ここでの教育課程は、幼稚園における教育内容の計画をさす。幼保連携型認定こども園においては、教育及び保育の内容に関する全体的な計画をさす。また、保育課程は保育所における保育の基本的な計画をいう。

7 ICT : P. 11 に掲載

8 PDCAサイクル：ものごとを「計画（Plan）」→「実施（Do）」→「評価（Check）」→「改善（Action）」というサイクルで実行すること

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(8) 私立学校の振興

現状と課題、施策の方向

- 本県の私立学校に在籍する幼児児童生徒の割合は、幼稚園では約9割、高等学校では約3割、専修学校では約9割と、本県の学校教育の発展にとって公立学校とともに重要な役割を果たしています。
- 各私立学校では、それぞれの建学の精神に基づく魅力あふれる学校づくりを推進しています。子供たちの多様化が進む中で、興味・関心や特性、背景を踏まえて、各私立学校には特色ある教育活動を行うことがより一層求められています。
- 教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び私学経営の健全化を図ることを目的として、私立学校に対して、学校教育に必要な経費の一部を助成します。
- 経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、授業料等の負担軽減を図ります。
- 県全体で取り組むべき教育課題の解決に向けて、公立学校と私立学校が連携・協力を図って取り組んでいきます。

施策の展開

① 特色ある教育を受ける機会の確保

- 幼児教育の充実のため、私立幼稚園が実施する地域における幼児教育に関する各種講座や保護者に対する教育相談等の活動を支援します。
- 実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う専修学校におけるスペシャリスト育成や成長分野での中核的な人材育成を支援します。
- 私立専修学校の専門課程修了者に対する専門士・高度専門士の称号付与や、職業実践専門課程の認定について周知を図ります。
- 外国人の子供の教育機会を確保し、教育環境の充実を図るため、外国人学校を支援します。

② 私立学校に対する助成

- 教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び私学経営の健全化を図るため、学校教育に必要な経常費の一部を助成します。
- 学校経営の健全化及び経理の適正化を図るため、補助金の適正かつ効率的運用等の視点で各種補助金に関する検査を実施します。

③ 保護者の学費負担の軽減

- 私立学校に通う保護者の金銭的負担を軽減するため、入学料・授業料や授業料以外の教育費について支援します。

④ 公私の連携

- 愛知県公私立高等学校設置者会議を始めとした様々な機会を通じ、公私間の協議や情報交換を実施します。
- 幼児教育や特別支援教育等、公私間に共通する教育課題について、公私が共に協議できる場を確保します。
- 公私双方の教員が合同で参加できる教員研修の実施を検討します。

1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

(9) 大学等高等教育の振興

現状と課題、施策の方向

- 高等教育機関は、学術の中心としての役割に加え、人材を育成し、地域の行政や産業を支える基盤として、地域、企業等の関係機関と連携・協働しながら、社会の多様な課題に対応していくことが重要です。
- 例えば、本県の高等学校では、ものづくり愛知の未来を担う高い科学技術力もった人材の育成を進めていますが、特定分野に関心が高く、より深く学ぼうとする意欲のある生徒に対し、大学と高等学校が連携し、高校生が先進的な教育を受けることができる機会が設けられています。
- 県立の大学においては、地域を支える人材育成、地域との連携や地域への貢献を推進するため、自治体、他大学、産業界などとの連携の一層の強化に取り組むとともに、地域に開かれた知の拠点として、県民の学ぶ意欲にも十分に応えていくことが重要です。
- 生涯にわたって活躍できる社会の実現のために、高等教育機関には様々な年齢や経験のある多様な学生や社会人を受入れ、多様な教育を提供する場としての役割が求められています。

施策の展開

① 大学との連携による教育活動の充実

- 県内全ての四年制大学や私立高等学校関係者、県教育委員会により構成される会議を開催し、相互の連携による具体的な取組の推進について意見交換を行います。
- 2017 年に県教育委員会と県内の教員養成を行う大学等で構成された協議会において策定した「愛知県教員育成指標¹」を踏まえた教員の養成・採用・育成に向け、資質向上に関する協議会を開催します。
- 県総合教育センターと大学との連携を推進することにより、多様な教育課題への対応に向けた共同研究や教員研修などの充実を図ります。
- 大学教授を講師とした講義や研究協議を行い、教育に関する専門的な知識を身に付ける機会を提供します。

② 高大及び高専連携の推進

- 大学等との連携により、高等学校で学ぶことができない先進的な教育を受ける機会を高校生に提供します。
- 大学との連携により、地域住民を対象としたスポーツ活動や、中学校、高等学校、特別支援学校における部活動への支援を充実します。
- Webページ「あいちの学校連携ネット²」の運用により、大学が行う高校生向けの講座情報や、市町村が募集する小中学校の学校現場で学習支援を行う学生ボランティア活動の情報を提供します。

③ 県立の大学の充実

- 愛知県立大学における県立高校生対象事業や、県立高等学校への出張講義などの高大連携の取組を推進します。
- 愛知県立大学において、県教育委員会との連携による現職教員向けの研修など、教育・医療・福祉等の分野で活躍する専門職業人を対象とした講座・セミナー等を開催します。
- 愛知県立大学において、「認知症に理解の深いまちづくり」事業を始めとした愛知県や市町村との連携による事業を実施するなど、地域の課題への対応に向けた取組を推進します。
- 愛知県立大学において、地元産業界・自治体・地域社会等との共同による実践型教育や、企業のものづくり人材等を対象としたICT³教育などのリカレント教育⁴など、多様な連携による取組を推進します。
- 愛知県立芸術大学において、展覧会、演奏会などを通じて教育研究成果を県民・地域に還元するとともに、アウトリーチ⁵の展開、大学収蔵作品などの資産公開、芸術講座の開催などを通じて、県民が芸術に親しむ機会を創出します。

1 愛知県教員育成指標：高度専門職業人として教職キャリア全体を俯瞰しつつ、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質や能力の明確化のため、各都道府県等が整備する指標。

2 あいちの学校連携ネット：県内の各大学が行う高校生向け講座や教員免許更新講習・教員向けの公開講座などの情報を集約し、高校生や教職員が検索できるとともに、小中学校の学校現場で学習支援を行う大学生や教員研修・共同研究に協力できる大学教員の募集案内などの情報を掲載するWebページ

3 ICT : P. 11 に掲載

4 リカレント教育：教育は人生の初期だけで終わりではなく、生涯にわたり続けていくという概念。本来の意味は、「職業上必要な知識・技術」を修得するために、フルタイムの就学と、フルタイムの就職を繰り返すこと。我が国では、一般的に、「リカレント教育」を諸外国より広くとらえ、働きながら学ぶ場合、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合、学校以外の場で学ぶ場合もこれに含めている。

5 アウトリーチ：芸術に接する機会が少ない人々に興味と関心を持たせるために、芸術家や企画者側から働きかけ、芸術を提供していく活動

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

(10) 人権教育・多様性理解の推進

現状と課題、施策の方向

- 人権の尊重は、人類共通の普遍的理念であり、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは平和で幸福な社会の基礎となるものです。しかしながら、私たちの社会には、依然として、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題（部落差別）、外国人、インターネット上の人権侵害等の人権課題が存在し、さらに、最近では、ヘイトスピーチ¹、性的指向・性自認²に関わる人権問題等も指摘されています。また、2020年初頭の新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染症患者や家族等への差別や児童虐待の増加も懸念されています。
- 一方、グローバル社会においては、国籍、文化、習慣、考え方等の違いを認め合った上で多様な価値観を受け入れ、互いの人権を尊重し、共生していくことがますます重要となります。
- 本県では、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画³」（2019年3月改定）に基づき、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、家庭、地域社会、学校等あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進に取り組んでいます。とりわけ、学校においては、児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体を通して人権尊重の精神を養い、児童生徒が自分と他者の人権をともに大切にする感覚を体得できるよう人権教育・多様性理解を推進していきます。

施策の展開

① 学校等における人権教育・多様性理解の推進

- 児童生徒が人権や多様性への理解を自らの問題として考え、判断力や実践力を身に付けることができるよう、効果的な学習方法や指導方法の改善・工夫に努めます。

1 ヘイトスピーチ：特定の国の出身者であること又はその子孫であることを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動

2 性的指向・性自認：性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚としてもっているかを示す概念

3 人権教育・啓発に関する愛知県行動計画：人権が尊重される社会を実現するため、各局が連携して人権教育・啓発を進めていくための行動計画

- 幼児期から、生活体験や自然体験等、様々な体験の機会を提供し、子供たちの社会性の育成、生命を大切にする教育の充実に努めます。
- 教員・保育士が人権教育や多様性理解に関する指導力の向上を図るため、職務や経験年数に応じた研修を継続的に実施するとともに、人権や多様性理解を取り巻く社会状況の変化に応じて内容の改善・充実に努めます。
- 私立学校における人権教育を支援するため、研修など様々な機会を捉え、人権に関する資料や情報の提供に努めます。

② 家庭、地域社会における人権教育・多様性理解の推進

- 家庭における人権学習・教育や多様性理解が進むよう、家庭への情報提供や、子育てに関する相談体制の充実など、家庭への支援を進めます。
- 地域社会、家庭、学校が連携して人権学習、教育・啓発に取り組むことができるよう、PTA等社会教育関係団体の活動や、ボランティア活動等への支援を行います。
- 「あいち人権啓発プラザ⁴」を拠点として、様々な啓発活動を行うとともに、それぞれの地域の社会教育施設が身近な人権教育・啓発の拠点として機能するよう支援します。
- 各市町村、地域における人権教育・啓発の要となる人材を育成するため、指導者の養成・研修を行います。

③ 重要な人権課題への対応

- 男女平等と人権の尊重についての意識や価値観は、幼児期から形成されていくことから発達段階に応じた男女共同参画に関する教育を一層進めます。
- 学校においては、「子どもの権利条約」の趣旨を認識し、児童生徒一人一人を大切にした教育を進めるとともに、発達段階に応じた指導により、基本的人権尊重の精神を育みます。また、いじめの未然防止・早期発見、スクールカウンセラー⁵の配置等による相談体制の充実に努めます。
- 児童虐待を防止するため、児童相談所、学校、医療機関、警察等、地域の関係機関のネットワーク強化を図ります。
- NPO・福祉関係団体等と連携しながら、児童生徒の保育・介護体験や職場体験、高齢者・障害者との交流、ボランティア活動等の取組を進めます。

⁴ あいち人権啓発プラザ：人権に関する情報発信や啓発活動等の拠点施設で、人権情報の収集・発信、研修・学習の支援などの諸事業を実施

⁵ スクールカウンセラー：P.21に掲載

- 同和問題（部落差別）の解消のため、児童生徒の発達段階や地域の実態に即し、同和問題（部落差別）について正しく理解し、差別のない社会を実現していく意識と実践力を身に付ける教育を進めます。
- グローバル社会を担う子供たちの共生意識の醸成、異文化理解の促進に努めます。
- 感染症等に関する正しい知識の普及啓発により、感染症患者や家族等に対する差別、偏見の解消を図ります。
- インターネットによる人権侵害を防止するため、情報モラル⁶に関する教育・啓発に努めます。
- 性的指向・性自認に関する人権問題について、正しい理解と認識を深める教育・啓発を進めるとともに、当該児童生徒の個別の状況に配慮した支援を行います。

⁶ 情報モラル：P. 13 に掲載

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

(11) 道徳教育の充実

現状と課題、施策の方向

- 小中学校における「道徳」の「特別の教科」化は、多様な価値観が存在する現代社会においては道徳的な課題についても様々な答えがあるという立場に立ち、発達の段階に応じ、児童生徒が自分自身の問題として向き合う、「考え、議論する道徳」への質的転換を図るものであり、この転換を着実に進めることができます。
- 高等学校における道徳教育では、人間としての在り方や生き方を考える教育を、「公民科」や「特別活動」のホームルーム活動などを中心にして、学校の教育活動全体を通して充実させることが重要です。
- 「自分にはよいところがあると思いますか」の問い合わせに対して肯定的に回答した本県の児童生徒の割合は、「あいちの教育ビジョン 2020」の策定時に比べて増加傾向にありますが、引き続き、児童生徒に、生命の尊重や感謝の気持ち、生きる喜びなどの道徳的な価値についての考えを深めさせるとともに、自己肯定感・自己有用感を一層高めるための取組を推進します。さらに、同じ場にいられなくても、様々な方策で人間関係をつくり、それを通して、自分の命を大切に思うことと同じように他の人の命を大切に思う気持ちを育んでいくよう取り組みます。
- 2020 年初頭から、世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症は多くの人々の命を奪っています。過去の歴史においては、こうしたパンデミック¹を機に、不安感の増大から、他者に対する差別や偏見、あるいは命を軽んじたりする風潮が生じたことを踏まえ、児童生徒に正しい知識をもとに考え、理性的に判断することができる力を育みます。
- 一方、高度情報社会の進展に伴い、スマートフォンやSNS²が子供たちにも急速に普及しており、それらを発端とした犯罪の増加や個人情報の流出、虚偽の情報の流布などの問題が生じています。そのため、情報社会での行動に責任をもつ、情報を正しく安全に利用する、コンピュータ等の使用と健康との関わりを理解するなど、高度化する情報社会において適切に行動できるよう、児童生徒に情報モラル³を身に付けさせるための教育を推進していきます。

1 パンデミック：感染症や伝染病が世界的に大流行する状態

2 SNS : Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス

3 情報モラル : P. 13 に掲載

施策の展開

① 「特別の教科 道徳」を核にした道徳教育の推進

- 児童生徒が、それぞれの道徳的諸価値の理解をもとに、自己を見つめ、様々な物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めることができますように、研究指定校において授業方法や評価の在り方等について研究するとともに、その成果を各学校に伝達し、道徳科の授業の充実を図ります。
- 地域の人々や保護者等に道徳科の授業を公開し、学校と家庭や地域が連携して児童生徒の豊かな心を育みます。
- 市町村教育委員会における道徳教育実践の取組を、道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」⁴に掲載して、学校間で共有します。
- 道徳教育指導参考資料「明日を拓く」⁵や、地域ゆかりの偉人をまとめた副読本、地域に根付く伝統・文化や地域でのボランティア活動などを取り上げた教材等を活用するなど、学校の教育活動全体において道徳教育を展開します。

② 差別や偏見を許さない、命を大切にする教育の充実

- 価値観や考え方、生活習慣の違いから、人を差別したり偏見をもったりすることがないよう学校の教育活動において、人権について考える活動を継続し、一層充実させます。
- 災害や感染症等への不安から、被災した人や感染症に罹患した人を排除したり、うわさや誤った情報から弱者を差別したりする行為は、重大な人権侵害であることを子供たちに学ばせ、考えさせるための活動を行います。（再掲）
- 世代や年齢を越えた交流、異校種間での交流、集団での交流活動等、学校と地域が協力して、様々な体験活動を一層推進します。
- 家庭では愛情豊かに育てる、地域では豊かな人間関係を育む、幼児教育では人やものとの関わりを大切にする、学校教育では一人一人の存在を大切にするなど、あらゆる機会を捉えて、全ての大人が子供たちの模範となって行動するよう努めるとともに、命の大切さを子供たちに伝え、自己肯定感と他の人への思いやりの心を育てる教育活動を行います。

⁴ 道徳教育総合推進サイト「モラル BOX」：小中学生の道徳性向上のため、家庭・地域・学校の協働体制の構築を促進し、学校での道徳教育を推進するためにつくられた Web サイト。各市町村教育委員会での取組を紹介している。

⁵ 道徳教育指導参考資料「明日を拓く」：各高等学校が総合的な探究の時間や特別活動の時間など様々な教育活動の場で具体的に活用することのできる愛知県教育委員会作成の道徳教育指導参考資料

③ 情報モラル教育の充実

- 「特別の教科 道徳」やICT⁶を活用した教育活動に取り組む中で、児童生徒の発達の段階に合わせて、情報発信による他人や社会への影響、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味、不用意な情報発信により他者の権利を損ねる場合があること、情報には誤ったものや危険なものがあること、健康を害する側面があることなど、自らの行動等を考えさせる学習を実施します。また、情報モラルに関する指導力を向上するため、教員研修の充実を図ります。
- 関係機関と連携しつつ、出前講座等を通して児童生徒の情報モラルの向上を図ります。
- 保護者を始め県民に向けて、インターネット・スマートフォン等の適切な使い方や情報モラルについての啓発を継続します。
- 生徒への情報モラル向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。

6 ICT : P. 11 に掲載

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

(12) いじめへの対応の充実

現状と課題、施策の方向

- いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- 本県（名古屋市を含む。）における2019年度のいじめの認知件数は、小学校22,127件（全国6位）、中学校6,323件（同3位）、高等学校1,146件（同2位）です。認知件数の多さは、積極的にいじめを認知し、解決を図ろうとしていることの表れでもあります。が、いじめが重大事態にならないよう常に注意する必要があります。
- いじめを起こさせないためには、いじめはどの学校にも起こりうる問題であり、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる問題であるという認識を明確にもつことが重要です。また、児童生徒が主体となり、温かな人間関係づくりやいじめについて話し合うなど、自己肯定感や社会性を育成し、いじめを見て見ぬふりをしない勇気や正しい判断力を養うための取組を推進する必要があります。
- いじめを深刻化させないためには、教育相談体制を充実するとともに、学校が組織的に対応するための体制づくりや、教育委員会・学校設置者等と学校との連携強化を図り、早期発見・早期対応が可能となるよう取り組むことが重要です。
- さらに、子供たちへのスマートフォン等の普及が進む中で、インターネット上のいじめや人権侵害が深刻な問題となっています。こうした学校だけでは解決困難な多様化・複雑化・深刻化した問題に対応するには、問題の態様や特質、原因・背景などについて、学校・家庭・地域が共通理解を図りながら、警察を始め、関係機関と連携して対応していく必要があります。
- いじめの定義や学校の対応方法を明確化した、「いじめ防止対策推進法」（2013年施行）を受けて策定した、「愛知県いじめ防止基本方針」（2014年9月策定／2017年12月改定）に基づき、学校や市町村におけるいじめ防止に関する取組を支援し、社会全体でいじめを防止する気運をさらに高め、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開していきます。

施策の展開

① いじめを起こさせない指導の充実と児童生徒の社会性の育成

- いじめの未然防止に向けて、いじめはどんな集団でも起きる可能性があること、いじめが起きたときの人間関係の構造などを、校内研修や職員会議等で職員間の認識の共有を図るとともに、地域や家庭にも広報し、社会総がかりでいじめの防止に取り組みます。
- 児童生徒が友達や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような集団づくりを行っていきます。
- 児童生徒の社会性を育むため、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進します。また、他人の気持ちを共感的に理解し、お互いの人格を尊重する態度を養うため、児童生徒による日常の自動的な活動や社会体験・生活体験に積極的に取り組みます。
- ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒が認められ、満たされているという思いを抱けるよう、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていることを感じることができる教育を推進します。
- いじめの未然防止に資する教員研修等を実施している私立高等学校を支援します。

② 早期発見・早期対応のための取組

- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員での的確に関わり、積極的にいじめを認知し、対応します。
- 学校は、いじめを発見したときやいじめの疑いがあるときは、速やかに学校いじめ対策組織において情報を共有するとともに、迅速かつ組織的に対応します。
- 学校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくります。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して見守ります。
- 障害のある児童生徒、外国人児童生徒等、多様な性的指向・性自認¹に係る児童生徒、また、被災児童生徒や感染症に罹患した児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒に対する理解の促進や、必要な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組みます。
- 生徒への情報モラル²向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。

1 性的指向・性自認：P. 36 に掲載

2 情報モラル：P. 13 に掲載

③ 教育相談体制の充実

- 公立小中学校、県立学校にスクールカウンセラー³を配置し、専門性を生かした相談活動を一層推進するとともに、いじめ不登校対策委員会での助言を活用するなど、校内の教育相談体制を充実します。
- スクールソーシャルワーカー⁴を効果的に活用できるよう県立学校への配置を進めます。また、市町村教育委員会と連携し、公立小中学校におけるスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の整備を進めます。
- いじめに悩む児童生徒や保護者が、家庭教育コーディネーター⁵と面談や電話相談できる体制を充実します。
- 生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。

④ 学校と関係機関との連携

- いじめや暴力行為等の未然防止・早期発見・早期対応のために、学校と警察との情報連携・行動連携を一層推進し、児童生徒の健全育成に努めます。
- いじめなどの問題行動に対しては、関係機関で構成する愛知県いじめ問題対策連絡協議会⁶において、いじめ防止対策を一層充実させていきます。
- 公立小中学校を対象に、法律の専門家であるスクールロイヤー⁷を配置し、専門的知識・経験に基づき、法的側面からいじめの未然防止及び課題の効率的な解決を行うとともに、学校における相談体制の整備・充実を図ります。
- インターネット上のいじめの早期発見・早期対応のため、ネットパトロール事業⁸を継続します。
- インターネット上のいじめへの対応力や、児童生徒の情報モラルに関する指導力の向上のため、学校と関係機関が連携して教員の研修を進めます。

3 スクールカウンセラー：P.21に掲載

4 スクールソーシャルワーカー：児童生徒の最善の利益を保障するため、学校を基盤としてソーシャルワーク（社会福祉）の価値・知識・技術に基づき支援活動を行う社会福祉士等

5 家庭教育コーディネーター：小中学校教員経験者等が、不登校を中心とする家庭教育上の問題について相談を受けたり、家庭訪問をしたりするもの

6 愛知県いじめ問題対策連絡協議会：いじめ防止対策推進法第14条第1項の趣旨を踏まえ、県が設置する、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、県弁護士会、県警察本部、県臨床心理士会等の関係者を構成員とするいじめの防止等に関する機関の連携を図るための組織

7 スクールロイヤー：学校現場でのいじめや不登校、虐待や保護者とのトラブル等が深刻化する前に解決を図ることや、学校での様々な問題に対して、専門的な知見を取り入れることで早期解決を目指し、教員の負担軽減を図るとともに、児童生徒の利益を保護することを目的として、各教育事務所に設置

8 ネットパトロール事業：インターネット上の誹謗中傷などを監視し、トラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐことを目的とした事業

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

(13) 不登校児童生徒への対応の充実

現状と課題、施策の方向

- 本県における不登校児童生徒数は、年々増加している状況にあります。また、2016年に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」において、教育機会の確保等に関する施策の推進に対し、国及び地方公共団体の責務が明記されたことにより、不登校児童生徒への対応をさらに充実することが求められています。
- 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にせず、不登校となった理由や児童生徒が置かれた状況に応じた対応を行うとともに、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指し、自立に向けての進路の選択肢を広げるための取組を進めることが大切です。
- また、不登校児童生徒を増やさないためには、児童生徒が安心して過ごし、充実感を得られるよう、「居場所づくり」^{きずな}や「絆づくり¹」を通して、「不登校にならない、魅力ある学校づくり」を進める必要があります。
- 不登校児童生徒の家庭に対しては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働きかけを行うなど、保護者の個々の状況に応じた対応を行うことが重要です。
- 不登校児童生徒一人一人の才能や能力、可能性を伸ばすためには、多様な教育を受ける機会を確保することが必要です。学校関係者や家庭、関係機関が協力し、情報を共有する体制を整えるとともに、教育相談体制の充実を図り、組織的・計画的に個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

1 「居場所づくり」や「絆づくり」：「居場所づくり」とは、教職員が、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくりだすこと。「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくこと。「絆づくり」を進めるのは児童生徒自身であり、教職員に求められるのはそのための「場づくり(場や機会の提供)」である。

施策の展開

① 学校等の取組の充実

- 学校と適応指導教室等の関係機関を中心とした協力体制を構築し、「児童生徒理解・支援シート²」を活用するなど、情報を共有しながら、組織的・計画的に不登校児童生徒への支援を実施します。
- 学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー³、スクールソーシャルワーカー⁴等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者との話し合いを通じて、不登校になったきっかけや継続の理由を把握するなど、児童生徒の状況に応じた支援を進めます。
- 誰一人取りこぼさない学習指導や自己肯定感を育てる体験的活動、いじめや暴力行為等を許さない生徒指導、教育相談体制の充実等に努め、児童生徒への目配りや支援をきめ細かに行することで、児童生徒の「居場所」となる魅力ある学校づくりに取り組みます。
- 不登校についての見方や考え方、対応方法やカウンセリングの方法等について、教職員の研修を進め、早期発見・早期支援に努めます。
- 不登校生徒の受入れに取り組んでいる私立高等学校を支援します。

② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの協力、教育相談体制の充実

- 公立小中学校、県立学校にスクールカウンセラーを配置し、専門性を生かした相談活動を一層推進するとともに、スクールカウンセラーによる予防的な取組やいじめ不登校対策委員会での助言を活用するなど、校内の教育相談体制の充実に努めます。（再掲）
- スクールソーシャルワーカーの県立学校への配置を進めます。また、市町村教育委員会と連携し、公立小中学校におけるスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の整備を進めます。（再掲）
- 生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。（再掲）

③ 家庭への援助

- 不登校に悩む児童生徒や保護者が、家庭教育コーディネーター⁵と面談や電話相談できる体制を充実させます。

2 児童生徒理解・支援シート：支援の必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、当該児童生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、対象分野の担当教員、養護教諭等の教員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、学校が組織的に作成するもの。

3 スクールカウンセラー:P. 21 に掲載

4 スクールソーシャルワーカー:P. 44 に掲載

5 家庭教育コーディネーター:P. 44 に掲載

- 不登校の児童生徒の家庭に、教育・福祉分野への就職を目指す大学生を家庭教育支援員（ホームフレンド）⁶として派遣し、話し相手や遊び相手となることで、児童生徒の心の安定を図ります。

④ 多様な教育機会の確保

- 不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、本人の希望を尊重した上で、適応指導教室⁷や不登校特例校、ICT⁸を活用した学習支援、フリースクール⁹、学び直しを希望した場合の中学校夜間学級等の受け入れを活用して、社会的自立への支援を行います。
- 中学校時代に不登校であった生徒など、特別な事情をもつ生徒が自分のペースで学習できる高等学校づくりを進めます。
- 高等学校において、学び直しを必要とする生徒への支援を行うための教員の適正な配置に努めるなど、支援体制の充実を図ります。（再掲）
- 既存の学年制の高等学校等を、将来の進路や興味・関心に応じて科目を選択して自分のペースで学習することができる全日制単位制高等学校に改編するとともに、スクールカウンセラーの配置を継続・拡大し、生徒理解や生徒相談体制の充実を図ります。（再掲）

6 家庭教育支援員（ホームフレンド）：教育分野への就職を目指す大学生等が不登校児童生徒（原則として小中学生）の家庭を訪問し、話し相手・遊び相手になることを通して、家庭内における児童生徒の心の安定を図るもの

7 適応指導教室：P. 21 に掲載

8 ICT：P. 11 に掲載

9 フリースクール：P. 21 に掲載

2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

(14) 主権者教育等の推進

現状と課題、施策の方向

- 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせるため、2015年の18歳への選挙権年齢の引き下げを契機として、また、2022年には成年年齢が満18歳に引き下げられることになっており、小中学校から体系的に主権者教育を進めていくことが、より一層求められています。
- 主権者として必要な資質・能力の育成に当たっては、法やきまり、政治・経済に関する知識等の習得に加え、事実をもとに多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、課題の解決に向けて協働的に追究し、根拠をもって主張し合意形成を図る力、よりよい社会の実現を目指し、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質等を、教科等横断的¹に育んでいくことが重要です。
- また、主権者教育は、発達段階に応じて進めていく必要があり、学校の政治的中立性を確保しつつ、例えば、小学校では、地域の身近な課題を理解し、その解決方法を考えたり、中学校や高等学校では、実際の投票箱を用いて模擬選挙を行ったりするなど、現実の社会事象を取り扱いながら、国際的に見て低いとされる若年層の政治への関心を高め、行動につながるような効果的な取組を進めています。
- さらに、家庭・地域との連携も重要であり、地域の行事等で児童生徒が主体的に取り組む機会を作り出していくことなど、家庭や地域と連携した取組を進めています。

施策の展開

① 主体的に社会参画する態度の育成、体験活動の推進

- 幼児教育においては、きまりの大切さに気付き、守ろうとする態度や、地域の行事や公共施設等、生活に関係の深い事柄・場所に興味・関心をもつ態度を育んでいます。
- 小学校では、生活科の中で、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切に行動する態度、自分と身近な人々、地域の様々な場所、公共物等との関わりに関心をもち、地域のよさに気付き、愛着をもつ態度を育んでいます。

¹ 教科（等）横断的：P. 14に掲載

- 「法やきまり」について理解し考察する力を育成するため、小中学校では、社会科や「特別の教科 道徳」の中で、日本国憲法における国民の権利・義務、基本的人権の尊重、法やきまりの意義、公正、公平、社会正義、社会参画、公共の精神を学ぶ教育を進めます。さらに、高等学校では、公民科、特に新設科目「公共」の中で、公共的な空間における人間としての在り方、基本原理等を学ぶ教育を進めます。
- 「政治や経済」について理解し考察する力を育成するため、小中学校では、社会科、家庭科、技術・家庭科の中で、地方公共団体や国の政治の動き、我が国の産業、市場の動きと経済、身近な消費生活が環境や社会に及ぼす影響、世界平和と人類の福祉の増大等を学ぶ教育を進めます。また、高等学校では、公民科や家庭科の中で、現代の民主政治や政治参加の意義、現代の経済社会と経済活動、財政と税、社会保障、国際平和等の現代社会の諸課題、持続可能な消費生活等を学ぶ教育を進めます。
- 「自発的・自治的な活動」について理解し、思考・判断する力を育成するため、小中学校、高等学校では、学級活動や児童会・生徒会活動、学校行事でのボランティア活動や職場体験活動等を通じて、集団の一員としてよりよい学校づくり、社会づくりに参画する態度を育む教育を進めます。さらに、小中学校の総合的な学習の時間や高等学校の総合的な探究の時間の中で、地域の教材や事例を活用しながら、地域の特色に応じた課題について学ぶ活動を進めます。

② 政治的教養を育み、平和と公正を学ぶ教育の充実

- 主権者として必要な政治的教養を育成するために、ICT²を活用したアクティブ・ラーニング³型授業を行い、生徒の政治への関心や参加意識を高める取組を進めます。
- 高等学校・特別支援学校高等部では、総務省・文部科学省が作成した副教材「私たちがひらく日本の未来」等を活用し、政治的教養を育むとともに、外国人生徒の多様な主権にも配慮しながら、選挙制度の理解を図ります。
- 国政選挙の投票率が18歳から19歳にかけて低下する傾向が見られることから、大学における高大接続を意識した主権者教育の取組を、県内大学に呼びかけていきます。
- 家庭において選挙への関心を深めるため、選挙管理委員会などの関係機関と連携しながら、家庭への啓発活動を進めます。
- 学校教育における政治的中立性の確保に関する研修を継続的に行い、教職員が不安なく主権者教育を行うことができる環境を整えます。

2 ICT : P. 11 に掲載

3 アクティブ・ラーニング：教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学習者が能動的に学習することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

- 児童生徒が、日本や世界の政治・経済の情勢、地域の課題等について深く学べるよう、行政機関や経済団体、大学・研究所などの学術機関、報道機関等と連携し、社会の第一線で活躍する人たちと児童生徒が語り合いながら、過去と現在に学び、自らの将来の姿、社会への参画、平和と公正等について深く考える機会を充実していきます。

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

(15) 生涯学習の推進

現状と課題、施策の方向

- 本県の生涯学習をめぐる状況には、超高齢社会、子供・若者の貧困問題、家庭教育の困難化、社会のつながりの希薄化、外国人県民の増加による課題といった背景のほか、大学等や企業による積極的な生涯学習支援活動が展開されているなどの特色が見られます。
- 社会情勢の変化に対応し、豊かな人生を送るために、学びによって、個人が自己を高め、自立することが求められています。また、その学びを通じて地域とのつながりや人と人との絆^{きずな}を再構築していくことも大切です。
- 「第2期愛知県生涯学習推進計画¹」の基本理念である「自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会」の実現に向け、長寿社会を豊かに生きること、家庭と地域の教育力を高めること、持続可能な社会づくりを進めること、職業的自立を高めること、生涯学習推進体制の充実を目指して取り組んでいきます。

施策の展開

① 生涯にわたって学ぶ態度の育成、学べる環境の充実

- 生涯にわたって学び続ける態度を養うため、全ての学校種において、問題解決的な学びを推進します。
- 地域住民の学習を保障する拠点であるとともに、地域づくり・人づくりの拠点となる公民館の活動を支援します。
- 地域や学校等で「親の学び」学習プログラム²を活用した講座を開設し、親としての学びと育ちを支援します。
- 愛知県生涯学習情報システム「学びネットあいち³」について、学習情報の情報提供機能の増加を図るなど、県民への生涯学習に関する情報の提供を積極的に実施します。

1 第2期愛知県生涯学習推進計画：本県の生涯学習の推進に関する様々な主体に期待される役割を示すとともに、本県生涯学習施策体系の整理とこれに沿った主要事業の内容を明らかにするもの。基本理念「自己を高め、地域とつながり、未来を築く生涯学習社会」を継承しつつ、近年の子供・若者の貧困問題、外国人県民の増加による課題、これまでにない超高齢社会等、生涯学習を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応するために策定。計画期間 2018年度～2022年度

2 「親の学び」学習プログラム：県教育委員会作成の乳幼児期から小中学校に通う子供をもつ保護者を対象にした家庭教育に関する研修会に活用できる資料

3 学びネットあいち：県、市町村、生涯学習関連施設等が有する学習講座等の学習情報をインターネットを通じて県民に総合的・一元的に提供する生涯学習情報システム

② 生涯を通じた学習の支援と学び直しの機会の充実

- 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が設置する中学夜間学級の改善を検討するとともに、県内市町村における夜間中学の課題についての研究やニーズについての把握を図ります。（再掲）
- 若者・外国人未来応援事業⁴による、高等学校卒業程度認定試験の合格等に向けた学習支援を実施します。（再掲）
- リカレント教育⁵についての理解を深めるためのフォーラムの開催等、取組の充実を図ります。
- 愛知県立大学において企業のものづくり人材等を対象としたICT⁶教育等のリカレント教育を実施します。（再掲）
- 産業界と大学・専門学校が連携した、職業上の知識や技術を新たに修得させるための情報提供等の取組を推進します。
- 幼児期からの家庭教育、高等教育も含めた学校教育、地域社会での様々な活動、体験等あらゆる機会を通して、一生涯にわたり学べる生涯学習社会の実現を目指します。

③ 持続可能な地域づくりを支える社会教育の充実

- 社会貢献意識、地域教育力、地域への愛着を高め、高齢者を含めた地域の人々の生きがいを生み出す地域学校協働活動を推進します。
- 多様な地域学校協働活動をつなぎ、住民同士の交流を促進し、緩やかなネットワークを形成する地域学校協働本部の設置を推進します。また、そのために地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）⁷の配置を支援します。
- 地域教育力の向上、^{きずな}絆づくり、地域課題解決等、地域づくりを推進する社会教育関係団体の活動を支援します。

④ 読書に親しむ態度の育成、図書館機能の充実

- 読み聞かせの意義や重要性を紹介するリーフレットをWebページに掲載し、ブックスタート事業⁸等での活用を促進します。

4 若者・外国人未来応援事業：高校中退者等を対象とした高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援及び相談・助言を行う「若者・外国人未来塾」や、社会的困難を抱えている若者を、福祉、保健、労働、多文化共生等の関係機関等との支援ネットワークの構築を目指して2017年度に設置した「若者未来応援協議会」において、対象者のニーズに応じた適切な支援先への誘導を図るなどの取組。

5 リカレント教育：P.35に掲載

6 ICT：P.11に掲載

7 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）：地域学校協働活動の推進に向けて、学校と地域の連携・協働を推進する地域コーディネーター

8 ブックスタート事業：市町村の保健センター等で行われる乳幼児健診の機会に、受診した全ての親子に対し、赤ちゃんと絵本に親しむことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの資料を配布する事業

- 幼稚園・認定こども園・保育所での絵本の読み聞かせや、一斉読書、読書集会、読書週間⁸等における読書活動など、幼児児童生徒が進んで本に親しむことができる機会を充実します。
- 愛知県子供読書活動推進大会や、高校生ビブリオバトル⁹愛知県大会の開催等により子供読書活動を推進します。
- 児童生徒の読書に親しむ態度を育成するため、各学校における読書活動を推進します。
- 公立図書館と学校図書館の連携を促進するとともに、生涯学習やキャリア教育の拠点となるような取組や図書の電子化を進めるなど、魅力ある図書館づくりを推進します。

8 読書週間：10月27日から11月9日まで（「文字・活字文化の日」から始まる2週間）の、読書を推進する行事が集中して行われる期間

9 ビブリオバトル：発表者がお薦めの本を持ち寄り、そのおもしろさについて順番に5分程度で紹介し、一番読みたかった本を参加者の多数決で決める書評会

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

(16) 家庭教育・子育て支援、子供の貧困対策の充実

現状と課題、施策の方向

- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭の教育的役割が果たされることは、あらゆる教育の基盤となります。しかし、家族構成の変化や、地域社会の人間関係の希薄化による子育て家庭の社会的孤立、貧困家庭の増加などの状況があり、支援の充実が求められています。
- 本県では、「あいち はぐみんプラン 2020–2024」(2020年3月策定)、「あいち子ども・若者育成計画 2022」(2018年11月策定)に基づき、全ての子供・子育て家庭への切れ目ない支援や、地域・社会の子育て力を向上する取組を進めています。
- 家庭教育や子育てについては、社会全体で子供や子育て家庭を応援する気運の醸成を図り、家庭や地域の教育力を高めていくことが重要です。また、企業や家庭などにおいて、ワーク・ライフ・バランス¹や男女共同参画に関する取組を推進し、性別による役割分担意識の解消を図ることも必要です。
- 子育て支援においては、待機児童の解消や多様な保育サービスの拡充、放課後等における児童の居場所の確保が課題となっています。とりわけ、放課後対策については、国の「新・放課後子ども総合プラン」(2018年9月策定)により、本県においても放課後児童クラブ²及び放課後子ども教室³の計画的な整備等を進める必要があります。
- 貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすくなる傾向にあります。国が、2019年11月に改訂した「子供の貧困対策に関する大綱」により、子供の貧困対策を総合的に推進していることを踏まえ、貧困の連鎖を食い止めるための取組を充実させ、子供たちの将来が、生まれ育った環境に左右されないよう、子供の貧困対策やひとり親家庭への支援に取り組んでいきます。さらに、新型コロナウィルス感染症の拡大がもたらした経済的困難から、子供たちを守るために取組を進めています。

施策の展開

① 家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実

- 親が子育てについて楽しく学べる、「親の学び」学習プログラム⁴（県作成）を活用した講座の開設や、企業向けに家庭教育を深める研修を開催するなど、親としての学びと育ちを支援する取組を進めます。（再掲）

- 中学生を対象にした赤ちゃんふれあい体験や保育所訪問、高等学校の公民科や家庭科等の授業などを通じ、固定的な性別役割分担意識を解消し男女共同参画の意識を高める取組を進めます。
- 保育体験学習を行う高校生を積極的に受け入れている私立幼稚園や、幼稚園・認定こども園・保育所における保育体験学習を積極的に推進している私立高等学校を支援します。

② 子育て家庭への支援

- 子育てネットワーカー⁵を養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。
- 子育ての悩みや不安をもつ家庭を支援するために、家庭教育コーディネーター⁶や、家庭教育支援員（ホームフレンド）⁷などによる「家庭教育支援チーム」の相談活動をより充実していくとともに、市町村や関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。
- 「小1の壁⁸」を打破し、待機児童の解消に向けて、放課後児童クラブの計画的な整備等を進めるとともに、それらを小学校内に開設することを目指します。また、放課後子ども教室について、実施市町村の拡大に向け、未実施市町村に働きかけます。
- 妊娠期からの児童虐待の予防に向けた啓発や、相談体制を整備するとともに、市町村や児童相談所等の関係機関との連携を強化しながら、一体となって、切れ目ない支援に取り組みます。

③ ワーク・ライフ・バランスの啓発

- 「県内一斉ノー残業デー」を始めとする定時退社の取組等の企業への呼びかけや、愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰を行うことで、県内のワーク・ライフ・バランス推進のさらなる気運醸成を図ります。
- テレワークを広く社会に普及し、導入を推進することにより、個人や家庭の事情を考慮して働き続けることができる職場環境の整備を図ります。
- 「子育てハンドブック お父さんダイスキ」（県作成）の配信や家事・育児についての啓発・イベントなどの実施により、男性の育児参加を促進し、男女共同参画の意識の醸成を図ります。

1 ワーク・ライフ・バランス：働く人々にとって、「仕事」と育児・介護、地域活動など「仕事以外の生活」との調和がとれている状態

2 放課後児童クラブ：児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子供たち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの

3 放課後子ども教室：地域の様々な方の参画を得て、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動

4 「親の学び」学習プログラム：P.51に掲載

5 子育てネットワーカー：乳幼児から小中学生をもつ親の子育ての悩みや不安について地域で気軽に相談に応じたり、子育てグループや子育てサークルの活動を支援したりするボランティア。本県教育委員会で養成しており、国の事業では子育てサポーターという名称で呼ばれている。

6 家庭教育コーディネーター：P.44に掲載

7 家庭教育支援員（ホームフレンド）：P.47に掲載

8 小1の壁：主に、共働き家庭において、子供を保育園から小学校に上げる際、直面する社会的な問題のこと

④ 貧困状態にある子どもたちへの支援

- 家庭環境に左右されずに、子供の学びの場が保障されるよう、公立小中学校において少人数教育を充実させるなど、きめ細かな学習指導を実施します。
- 公立小中学校へ引き続きスクールカウンセラー⁹を配置し、不登校などの未然防止、早期発見・早期対応を図ります。
- 公立小中学校へのスクールソーシャルワーカー¹⁰の配置について、市町村を支援するとともに、児童相談所等の関係機関と連携を強化し、教育相談体制の充実に取り組みます。
- 県立学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努め、児童生徒が抱える課題に応じて適切に支援します。
- 不登校などの問題を抱える児童生徒がいる家庭に対し、家庭教育コーディネーターによる訪問や電話、メール等による相談、家庭教育支援員（ホームフレンド）の派遣を行い、保護者や児童生徒の心の安定に引き続き取り組みます。
- 社会的経済的背景により、学習する環境が十分整っていない子供に対して、市町村と連携し、地域未来塾等を活用した学習機会の確保・提供を図ります。
- 定時制高等学校の生徒等の就労支援のため、就労アドバイザー¹¹を活用するなど、ハローワークと連携して、生徒の就職支援を行います。新規学卒者等についても、ヤング・ジョブ・あいちにおいて就職支援を行います。
- 生活保護世帯や生活困窮世帯の子供等の学習機会の確保や居場所の提供等、学習・生活支援の充実のための取組について、町村域で実施するとともに、市に対して実施を働きかけます。
- ひとり親家庭の子供の学習機会の確保や学習支援の充実のため、市町村に対して子供の生活・学習支援事業の実施を働きかけるとともに、支援します。
- 生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。
(再掲)
- 公私立高等学校・専修学校高等課程等における就学支援金、奨学金貸付金、奨学給付金、入学料・授業料減免、私立高等学校・専修学校高等課程における入学納付金補助、特別支援学校等における就学奨励費制度を周知し、就学継続のための支援を行います。小中学校における就学援助については、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施を引き続き働きかけます。

9 スクールカウンセラー：P. 21 に掲載

10 スクールソーシャルワーカー：P. 44 に掲載

11 就労アドバイザー：定時制・通信制課程における就労支援のキーパーソンとして、学校や企業をはじめとした関係機関の連携強化や就職先・インターンシップ先の開拓、学校や企業への助言等を行う

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

(17) 学校体育・生涯スポーツの充実

現状と課題、施策の方向

- スポーツ庁の2019年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、子供の体力は緩やかな向上傾向が見られますが、ピーク時と比較すると依然として低い水準にあり、運動をする子供とそうでない子供の二極化が見られます。こうした体力低下の背景としては、社会状況や生活環境の変化による外遊びの減少などが考えられます。
- この調査における本県の体力合計点は、小学校、中学校の男女、全てにおいて全国平均を下回っています。こうした中で、各学校段階においては、「する、みる、支える、知る」等のスポーツとの多様な関わり方を育み、運動やスポーツの価値及び意義について理解し、運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、子供の体力向上に取り組むとともに、各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実することが求められています。
- スポーツには、人々が体を動かすことの楽しさや喜びを得ることにより、より人生を楽しく健康で生き生きとしたものにするという効果があります。また、共生社会¹や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化にも貢献することができます。
- 近年、少子高齢化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化の進行など、人々を取り巻く環境が急激に変化しており、心身の健康の保持増進とコミュニティの形成が課題となっています。また、価値観やライフスタイルの多様化が進み、心の豊かさを求めようとする意欲が高まっています。
- こうした課題に対して、本県では、2018年3月に改訂した「いきいきあいち スポーツプラン²」に基づき、学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、愛知のスポーツの振興に取り組んでいます。
- 2026年には、愛知・名古屋でアジア最大のスポーツの祭典であるアジア競技大会が開催されます。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の次の大きな目標となり、拡大するアジアとの交流を一層深める機会となるなど、日本全体にとっても大変意義のある大会です。この国際的スポーツ大会を契機として、スポーツの振興や観光の振興などを促し、地域の活性化につなげていきます。

1 共生社会：一人一人が豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくとともに、年齢や国籍、障害の有無等にかかわりなく認められ、安全に安心して暮らせる社会

2 いきいきあいち スポーツプラン：スポーツ基本法に規定する地方スポーツ推進計画として位置付けるもの。2013年度から2022年度までの10年間を計画期間とし、県民一人一人がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、活力ある「スポーツ愛知」を実現するための基本的な方向性を示している。

施策の展開

① 学校体育の充実による体力の向上

- 幼児が、屋内外で様々な運動遊びを自立的・自発的に行えるよう支援するとともに、望ましい運動習慣を身に付けさせるための取組を推進します。
- 小中学校においては、新たな体力向上運動プログラム³の作成とICT⁴機器を用いたプログラムの活用により、児童生徒の体力向上に向けて、学校体育の充実を図り、自ら進んで運動に親しみ、体力を高められるような児童生徒の育成に努めます。
- 体力づくりの優良校や体力テストの優良児童生徒の顕彰に引き続き取り組み、自ら進んで体力の向上を目指す児童生徒の育成を図ります。
- 経験豊かな教員の指導法等を学ぶ研修や、スポーツの安全性の向上や事故防止等に関する研修などを実施し、教員の安全指導・安全管理能力の向上を図るとともに、学校における教育活動全般を通じて、スポーツ事故やスポーツ障害の予防に関する安全教育の充実を図ります。
- 特別な支援が必要な児童生徒が、障害の状態等に応じて体育活動に参加できるようにするため、適切かつ効果的な指導を行うとともに、特別支援学校と小中学校、高等学校が連携して、児童生徒が交流を楽しみながら、体力向上を図るための体制づくりを進めます。

② 学校や地域におけるスポーツ機会の充実

- 親子で参加できる運動・遊びの機会の拡充や啓発活動などを通して、幼児期における遊びの重要性について、保護者を始め幼児に関わる人々の理解と意識の向上に努めます。
- 関係機関や市町村、総合型地域スポーツクラブ⁵等と連携しながら、誰もが生涯にわたって健康増進を図り、前向きで活力ある生活を送ることができるスポーツ環境づくりに取り組みます。
- 総合型地域スポーツクラブが未配置の市町村に、広域スポーツセンター⁶ やクラブアドバイザーの派遣を通して、1つ以上は設置できるよう引き続き支援するとともに、活動の質的な充実により、継続的に運営できるクラブの育成を支援します。
- 地域スポーツを推進するため、県内の企業や大学等との連携を図り、体育の授業における大学生によるスポーツボランティアの活用や、地域スポーツの人材養成に向けた講座等の開催などの取組を支援します。
- 全ての人々がスポーツに親しみことのできる社会の実現に向けて、障害のある人が生涯にわたって、ニーズに合ったスポーツ活動を行えるよう支援に努めます。

③ 学校部活動と地域スポーツの在り方の検討

- 学校における働き方改革にも留意しつつ、望ましい部活動の在り方について検討を進めます。
- 学校部活動の段階的な地域移行に向けて、生徒の希望に応えられるよう、部活動を地域の活動として実施できる環境の整備を進めるとともに、指導等を担う地域の人材確保に向けた仕組みの構築に取り組みます。
- 学校と総合型地域スポーツクラブ、企業、大学等が連携し、授業や部活動等への、地域のスポーツクラブ指導者やトップアスリート、スポーツボランティア等の活用を推進します。

④ アジア競技大会を通じたスポーツの振興

- 2026年に開催される第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）を通して、地域の活性化を図るため、関係機関と連携・協働しながら、「アジア競技大会を活用した地域活性化ビジョン⁷」に沿った取組を推進します。
- 全国・世界に打ち出せるスポーツ大会を招致・育成し、地域の活性化につなげるため、「あいちスポーツコミッショ⁸ン」を軸として、地域の関係者の参画を得た取組を一層推進します。
- トップアスリートと一緒に運動に親しむことで、児童生徒や地域の人々が、スポーツや運動に対する興味・関心を高め、体力の向上を図ります。
- 愛知の競技力の向上に向けて、効果的にアスリートの強化を図ることができるように支援するとともに、2019年に設置した「あいちトップアスリートアカデミー⁹」を活用し、オリンピック等の国際競技大会で活躍する地元選手の発掘、育成を引き続き図ります。
- 第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）を機会とした世界との交流を通じた、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図るとともに、この大会を契機として生涯スポーツ社会の実現に向けた気運の醸成を図ります。

3 体力向上運動プログラム：運動することが楽しいと感じられる子供、自ら運動に親しむことができる子供を育てるために作成した運動プログラム

4 ICT : P. 11 に掲載

5 総合型地域スポーツクラブ：複数の種目が用意され、子供から高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢・興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて活動できるクラブ。地域住民が主体的に運営し、運営の財源は自主財源（クラブ会員の受益者負担）を基本とする。

6 広域スポーツセンター：総合型地域スポーツクラブの創設、育成及び県内のスポーツ活動を支援する組織。2004年11月に設置された。

7 アジア競技大会を活用した地域活性化ビジョン：2026年に愛知・名古屋で開催する第20回アジア競技大会をスポーツ振興や観光振興などにつなげるため、本県として取り組むべき地域活性化の方向性や実施が想定される取組について取りまとめたもの

8 あいちスポーツコミッショ⁸ン：スポーツ大会の招致・育成活動を効果的に進めるため、自治体、スポーツ関連団体、経済・観光団体、大学、マスメディア、企業・NPOなど、地域の関係者の参画を得て設立したネットワーク組織

9 あいちトップアスリートアカデミー：小中学生を中心に愛知県全域からスポーツ能力に長けた子供たちを発掘し、各競技団体等と連携してトップアスリートへの育成を図る取組

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

(18) 健康教育・食育の推進

現状と課題、施策の方向

- 子供の健やかな成長のためには、幼児期から望ましい生活習慣を身に付け、子供たちが生涯にわたって健康に関心をもち、健康の保持増進や回復を目指して疾病等のリスクを減らしたり、生活の質を高めたりすることができるよう、学校・家庭・地域、関係機関が連携しながら、啓発活動や体験活動など、健康に関する様々な取組を進めていく必要があります。
- 子供たちを取り巻く社会環境や生活環境は急激に変化し、特に、近年の情報化社会の進展は、健康や性・薬物等に関する様々な情報の入手を容易にしており、こうした変化は、子供たちの心身の健康状態や健康にかかる行動に大きく影響を与えています。
- また、10代の死亡原因は、自殺が1位であり、原因・動機別では「学校問題」が最多となっていることから、学校における自殺予防に向けた取組を充実させ、子供が将来に明るい展望をもつことができる教育を行うことが必要です。
- さらに、食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等が、健康上の大変な課題となっています。
- 2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、様々な感染症に対応した新しい生活様式を確立していくことが重要になっています。
- こうした課題に適切に対応し、これから社会を生き抜いていくよう、子供たち一人一人に対して、必要となる正しい知識を収集し、それに基づいて考え、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を身に付けさせることを目指します。
- また、生涯にわたって健全な食生活を送ることができるようにするため、学校における教育活動全体を通して、家庭や地域、関係機関と連携しながら、食育に関する取組を進めます。

施策の展開

① 心身の健康づくりの充実

- 健康な体の育成のために、栄養のバランスのとれた規則正しい食生活や、早寝・早起きなどの生活習慣の重要性について、啓発します。
- 心の健康問題、薬物乱用、起立性調節障害¹など、近年の子供たちを取りまく健康課題に関する教職員の指導力・対応力の向上を図るための研修を実施します。
- 児童生徒の自殺予防に向けて、自殺予防啓発リーフレット²などを活用し、自殺を防ぐための知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、SOSの出し方に関する教育を推進します。また、自殺の危険の高い子供に対して教職員が専門スタッフや関係機関と連携し、チームで対応する体制を整えます。
- 心の健康や健康な生活の送り方に関する内容について、小中学校、高等学校、特別支援学校の保健の学習で、それぞれの発達の段階に応じた指導を充実するとともに、保護者への啓発を図ります。
- 外部講師等による薬物乱用防止に関する講習会や研修を実施している私立高等学校を支援します。

② 医療的知識を学ぶ機会の充実

- 食中毒やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの感染症予防のため、保健所や専門機関等と連携し、新しい生活様式を踏まえた知識の普及や啓発を図ります。
- 学校医・学校歯科医・学校薬剤師や地域の保健師等と連携し、生活習慣病やむし歯・口腔の疫病予防、薬物乱用防止、心や性に関する健康、熱中症対策等について、指導を充実します。
- 健康と命の大切さを育むため、地域や学校の実情に応じて、学校医やがんの専門医等の協力を得ながら、がん教育に取り組みます。

1 起立性調節障害：起立性調節障害（OD：Orthostatic Dysregulation）主に思春期に好発する自律神経系の不調からくる身体の病気。ODの子供は、循環系の自律神経機能の調節不全により、脳や全身に必要な血液が行き渡らないので、立ちくらみやめまい、動悸、朝起き不良、倦怠感や頭痛・腹痛など、様々な症状を現す。朝の不調が不登校の初期症状に似ているため、心理的問題を指摘されたり、怠けやさぼりと誤解され、つらい思いをすることもある。

2 自殺予防啓発リーフレット：愛知県教育委員会作成の自殺予防のための啓発リーフレット。思春期の子供は心の危機に陥ったとき、同世代の友人にその気持ちを打ち明けることがあるが、死にたい気持ちを打ち明けられた子供も、どのように対応したらよいかわからないことが多い。そのため、命の危機とその対応について、正しい知識を伝える内容となっている。

③ 学校等における食育の充実

- 学校における食育の推進体制と、食に関する指導の充実を図るため、教職員が実践的に活用できる専門研修を実施します。
- 「愛知を食べる学校給食の日³」を設け、学校給食に地域や県内の食材を多く使用し、地場産物や郷土料理等について家庭への啓発に取り組みます。
- 食育に対する関心を高めるため、体験学習の実施や、「わが家の愛であ朝ごはんコンテスト⁴」の開催など、地域の食文化に触れ、世代を超えて継承する機会の充実を図るとともに、多様な食文化・習慣への理解の促進に取り組みます。
- 幼稚園等において、基本的な食習慣の確立や食事作法の習得、食への関心の向上等を目指して、地域と連携を図りながら、給食や弁当を通じた食育の推進に取り組みます。
- 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、「学校における食物アレルギー対応の手引」（県作成）をもとに、市町村や学校関係者を支援するとともに、食物アレルギーの有無に関係なく、全ての児童生徒の健全な成長及び安全・安心な学校生活を送ることができるよう、保護者向けに作成したリーフレットを活用し、食物アレルギーに関する保護者への啓発に取り組みます。
- 食育に関する外部講師等の講演会や研修、生徒の体験学習を実施している私立高等学校を支援します。

3 愛知を食べる学校給食の日：学校給食に地域の農産物を使用することで、地場産物への理解を深め、地域に伝わる食文化や食の加工技術に触れることにより、より豊かな食生活を営もうとする意欲を高めるため、県内の全ての公立小中学校で実施している。

4 わが家の愛であ朝ごはんコンテスト：地域の食材を取り入れた朝ごはんの献立づくりや調理などを通して、親子で望ましい食生活について一緒に話し合ったり、家族のきずなを深め合ったりする機会として、小学校5、6年生を対象に実施している。

4 ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます

(19) ふるさと教育の推進と新たな文化の創造

現状と課題、施策の方向

- 自分のふるさとを誇りに思い、ふるさとの伝統・文化への理解を深め、尊重する態度を育むことは教育の普遍的な価値のひとつであり、グローバル社会において、その重要性はますます大きくなっています。そのため、子供たちがふるさとの人々や文化、自然、社会、産業等と触れ合う機会を充実させ、ふるさとの魅力を発見し、ふるさとへの愛着心を醸成とともに、ふるさとの未来を展望し、よりよくしようとする気持ちを喚起することが重要です。
- 児童生徒数の減少や社会状況の変化等を背景に、小中学校においては、小規模化や統廃合が進んでおり、また、高等学校においても将来的な学校配置を検討していく状況が生じています。今後、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校を核とした地域コミュニティの衰退が懸念されていることから、地域の実情に応じた活力ある学校づくりを推進します。
- 本県には、歴史的価値の高い文化財が数多く存在するとともに、地域に根ざした様々な祭礼や民俗芸能が伝承されています。しかし、少子高齢化の進行に伴い、本県でも、人口減少地域においては、地域文化の担い手の減少によりその維持が難しくなってきている実態があります。歴史の中で生み出され、育まれ、今日まで守り伝えられてきた伝統・文化や文化財の保存を図り、次代に継承していくとともに、その魅力が県内外に伝わるよう公開・活用を推進していくことが求められています。
- こうした伝統・文化の継承に加え、新たな文化芸術を創造し、その魅力の発信を行うことも重要であり、「あいち文化芸術振興計画 2022¹」に基づき、文化芸術を担い、支える人づくりや、多様な交流・創造を展開する文化芸術の場づくりに取り組んでいきます。

¹ あいち文化芸術振興計画 2022 : 2018年3月に制定した「愛知県文化芸術振興条例」に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2018年7月に策定された。3つの基本目標（1:世界・未来へ“愛知発”の創造・発信、2:県民が等しく文化芸術に親しむことができる環境の整備、3:愛知の文化芸術のポテンシャルを活かした地域力の向上）を設定しており、「文化芸術の力で心豊かな県民生活と活力ある愛知を実現」することを目指している。

施策の展開

① ふるさと教育の推進

- 小中学校において、地域の図書館、美術館、博物館等を活用した体験的な地域学習や、地元に密着した探究学習、キャリア教育の実施などを通して、児童生徒が自分の暮らしている地域と触れ合う機会の充実を図り、地域のよさや地域への愛着心、地域で生きる意味を考えることができる学習を展開します。
- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で学校種を越えた連携を図り、地域社会を支える人材を育成する教育を推進します。
- コミュニティ・スクール²や地域学校協働活動³を積極的に進め、子供も大人も自らが主体となって地域に根ざした魅力ある学校づくりに取り組みます。

② へき地教育の振興

- 児童生徒が減少する地域の小規模校において、国の「小学校複式学級編制基準」を上回る県基準を継続するとともに、連携型の中高一貫教育⁴を行う中学校には連携教育の推進に必要な教員の配置を継続するなど、人口減少地域における教育の充実を図ります。(再掲)
- ICT⁵を活用して、複数の教室を同時双方向につなぎ、他の学校・学級と交流を進めながら学べる遠隔授業を実施し、地域や児童生徒数に関わらず協働的な学びが保障される授業の展開を図ります。
- 小規模校の児童生徒が地域の枠を越えて行う集合学習や、地域と都市部の学校との交流活動、スクールバス運営への支援を行います。
- 地域を支える人材の育成を目指して、市町村及び地元企業等と連携しながら、中学生や高校生の職場体験等の充実を通じた地元の魅力に触れられる取組や、高等学校における地域課題の解決に向けた教育を推進します。

2 コミュニティ・スクール：地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、当該学校の所在する地域の住民や保護者等で構成される委員が学校の運営に関して協議する機関を置く学校

3 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

4 中高一貫教育：P. 12 に掲載

5 ICT : P. 11 に掲載

③ 伝統文化・文化財の保存・活用・継承・魅力発信

- 県内の山車まつり保存団体及び地元市町村が相互に交流・連携して愛知の山車文化の保存・継承と振興を図り、その魅力を県内外へ広く発信することを支援します。
- 「あいち朝日遺跡ミュージアム」では、東海地方を代表する弥生時代の集落遺跡を紹介し、その魅力を伝えることを通じて伝統・文化を尊重する心や、ふるさとへの愛着心を醸成するとともに、地域のにぎわいを創出する施設となるよう取組を進めます。
- 東海地方最大級の古墳「断夫山古墳」の保存・活用を目指した調査を行い、保存活用計画を策定します。
- 民俗芸能保存団体が出演する民俗芸能大会や保存団体が学校で地元の伝統文化を伝承する伝統文化出張講座の開催を通じて、保存団体の伝承活動を支援し、県民の民俗芸能への興味・関心を高めます。

④ 芸術の創造・発信と文化芸術の担い手・支え手づくり

- 「アートフェスタ 一愛知県高等学校総合文化祭一」の開催により、高校生に文化芸術活動の発表の場を提供し、文化芸術への関心を高め、豊かな創造性の育成を図ります。
- 愛知芸術文化センター及び愛知県陶磁美術館での子供向け参加型プログラムの実施などにより、子供が文化芸術を体験する機会を提供します。
- 愛知県立芸術大学における教育研究の充実を図るとともに、若手芸術家に活動の場を提供することにより、新進芸術家の育成を支援します。
- 学校における伝統・文化の継承や、芸術振興の取組を進めます。

⑤ 県民、NPO、ボランティア、企業等が協働した多様な交流・創造の実現

- 愛知県立芸術大学を始め、地元の芸術系大学との連携を強化し、大学の研究成果の社会還元の促進や、県民ニーズに対応した演奏会、講演会、美術展の開催等に取り組みます。
- 県内を拠点に活動している文化活動団体及び地域の文化振興に資する団体による自主的・自発的な文化活動を支援します。
- 愛知芸術文化センター及び愛知県陶磁美術館のホールやギャラリーを、文化芸術団体などの活動発表の場として活用し、文化芸術に関わる多様な交流・創造を進めます。

4 ふるさとの魅力やあいの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます

(20) 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進

現状と課題、施策の方向

- 本県では、子供たちが、将来、自立して、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するため、幼児教育から高等学校までの発達段階に合わせたキャリア教育に取り組んできました。しかしながら、社会の変化により、求められる能力や態度も変化しており、より時代に合ったキャリア教育の在り方を検討する必要があります。
- 小中学校の新学習指導要領においては、キャリア教育の充実を図ることにより、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けられるようにするものとされています。
- 県教育委員会作成の「キャリア教育ノート¹」では、小学校では夢や目標を見つけること、中学校では「なりたい自分」を見つけ、実現に向けた一歩を踏み出すこと、高等学校では自分の生き方、働き方を発見し、具体的に行動を起こすこと、特別支援学校では生きる力を育て、社会との接点、活躍する機会を増やすことを目標にしています。また、それぞれの段階で継続的にキャリア形成を積み重ね、キャリア・パスポート²に記録を残していくことを児童生徒に促しています。
- 高等学校のインターンシップ³については、これまで卒業後に就職を希望する生徒が多い専門学科等の高等学校を中心に行われてきましたが、今後は、大学進学希望者が多い普通科等の高等学校においても、例えば、大学等の卒業が前提となる資格を要する職業を含めた、アカデミック・インターンシップの実施等、生徒の特性を踏まえた多様な展開が求められています。
- 学校においては、生徒の特性、進路等を考慮したキャリア教育推進体制を充実させるとともに、地域や産業界等の協力を積極的に得られるよう連携協力体制を構築する必要があります。また、就業体験・実習だけでなく、グローバル社会で求められる資質・能力や多様性を理解する力を育み、生徒が円滑に社会に参入し、職業人としての自己実現ができるように、より効果的なキャリア教育を実施していきます。
- また、企業等における女性の活躍は、本県の発展・成長を支えていく重要な鍵となります。そのため、幅広い分野において、特にこれからの活躍が期待される理工系分野について、女子生徒の興味・関心を喚起するとともに、女性に対する社会の受け入れを促進するよう取り組んでいきます。

施策の展開

① 発達段階の成長課題に応じたキャリア教育の充実

- 小中学校では、キャリア教育の年間指導計画⁴の作成・充実に努めるとともに、キャリア教育ノート等の資料を活用して、キャリア活動の取組をキャリア・パスポートに記録し、蓄積します。
- 「魅力あるあいちキャリアプロジェクト⁵」を推進し、小学生では体験活動等を、中学生では職場体験等を核としつつ、現在の学校での学びと将来の職業とのつながりを見通し、学習意欲を高められるような、より効果的なキャリア教育の取組を推進します。
- 高等学校では、キャリア・パスポートを引き継ぐなど、小中学校での取組を踏まえて、キャリア教育を推進します。
- キャリア教育コーディネーター⁶等を活用し、インターンシップ等に参加する生徒の増加を図ります。さらに、普通科を中心に、アカデミック・インターンシップ等の取組を進めます。また、これらの取組の充実のため、「キャリア教育コーディネーター」の配置拡充を目指します。
- 全日制普通科高等学校において「企業連携コース」を新設し、あいちの産業についての学習やインターンシップ、数ヶ月間にわたる週1日程度の企業実習を実施するなど、望ましい勤労観・職業観の醸成を図ります。
- 高等学校の専門学科を対象として、生徒がより実践的な技能の習得を目指せるように、産業界と連携した地域産業の専門講座等を始め、様々な講座を開催します。
- 商業高校では、ICT⁷ 活用力や英語などの外国語運用能力、マーケティングや会計等の実践的な能力を付けてインターンシップに臨むことで、例えば、地域産業の問題点に気付いたり、それを解決する新たなビジネスモデルを考えて試行してみたりするなど、スタートアップ⁸等の新しい企業の創造にもつながる、これからの中堅・大企業を支える人材の育成に取り組みます。
- 特別支援学校では、地域の福祉施設や企業等と連携し、小学部での見学や中学部での体験実習を一層進めるとともに、高等部における職業コースの教育内容をさらに充実させます。（再掲）

1 キャリア教育ノート：愛知県教育委員会が2012年2月に作成した、学校でのキャリア教育で活用するための資料。小学校（部）から中学校（部）、高等学校（部）まで継続して、自分の成長を記録し、振り返ることで、自己理解を深め、キャリア形成に役立てることができる。愛知県教育委員会のWebページからダウンロードが可能

2 キャリア・パスポート：児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと

3 インターンシップ：生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接すること

4 キャリア教育の年間指導計画：小学校6年間、中学校3年間を見通した上で、当該学年の発達の段階における能力・態度の到達目標を具体的に設定するとともに、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の相互の関連性や系統性に留意して、有機的に関連付け、発達の段階に応じた教育活動を展開するための1年間の指導計画

5 魅力あるあいちキャリアプロジェクト：愛知県教育委員会が実施する小中学生のキャリア教育を充実させるための取組

6 キャリア教育コーディネーター：キャリア教育に関する専門的な技術・手法・情報・経験などを有し、学校と企業との橋渡し役として、インターンシップ等の受入れ先の開拓や外部講師の招へいなど、学校におけるキャリア教育の取組を支援する人材

7 ICT：P. 11に掲載

8 スタートアップ：P. 22に掲載

② キャリア教育推進体制の充実

- 産業界・地域と連携したキャリア教育の強化を図るため、企業のキャリア教育への参画を促進するなど、地域全体でキャリア教育を推進するための仕組みづくりを進めます。各専門学科において、時代のニーズを踏まえた魅力的な学科への改編を進めます。
- 拠点となる県立高等学校の定時制課程を総合学科に改編し、定時制課程におけるキャリア教育の充実を図ります。(再掲)
- 特別支援学校における、就労アドバイザー⁹の適切な配置を図ります。(再掲)
- 職業訓練・研修、キャリア教育等の産業人材育成情報について、ポータルサイト「ひと育ナビ・あいち」¹⁰により、情報を一元化・見える化した発信を行います。
- 地域の企業等と連携して、インターンシップを実施したり、外部講師等によるキャリア教育の推進に関する講演会、研修等を実施したりしている私立高等学校を支援します。

③ 女性の活躍促進に向けた教育の充実

- 男女平等と人権の尊重についての意識や価値観は、幼児期から形成されていくことから発達段階に応じた男女共同参画に関する教育を一層進めます。(再掲)
- 男女を問わず、高校生に将来の社会人としての自覚を促し、求められる能力を育成するため、総合学科においては「産業社会と人間」の履修、普通科においては総合的な探究の時間の活用などにより、キャリア教育に関する授業を実施します。
- 工科高等学校に「生活コース」を設置し、3年間を通して男女共同参画やワーク・ライフ・バランス¹¹等について学ぶことができる教育課程を編成します。
- 産業社会において、女性の活躍する場が広がっていることから、女子生徒の理工系分野への関心を高めることや、リーダーとして活躍できる女性の育成などについて、産業界や大学と連携した取組を行い、その成果を広く発信します。

9 就労アドバイザー：P. 28 に掲載

10 ポータルサイト「ひと育ナビ・あいち」：職業訓練・研修情報、キャリア教育活動情報、中小企業の魅力情報などの情報の一元化・見える化を具現化した愛知県産業人材育成支援センターのポータルサイト

11 ワーク・ライフ・バランス：P. 55 に掲載

4 ふるさとの魅力やあいの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人材を育みます

(21) 産業を支える人材の育成

現状と課題、施策の方向

- 本県は、製造品出荷額等が全国1位を誇るものづくり県であり、今後も「ものづくり愛知」の伝統を支えるとともに、AI¹やIoT²、ビッグデータ³等デジタル技術を活用したビジネスモデルや製品・技術の創出など、新しい価値を生み出すことのできる人材を育成することが求められています。
- 科学技術に関する学びを将来の職業につなげていくためにも、科学的な体験等を通じて、子供たちの科学技術やものづくりへの興味・関心を高めるような学びの工夫や、地域産業の担い手を育成する専門学科での取組を充実する必要があります。
- 技術革新・産業構造の変化、グローバル社会の進展等、社会の変化に伴い、求められる資質・能力は、今後も変化していくことが予想されます。社会に求められる資質・能力に的確に対応した人材の育成を図り、それぞれの分野に精通する高等教育機関や変化の最前線にいる地域の産業界から学ぶことができるよう、大学・専門学校や企業等と連携し、社会に開かれた教育を推進していきます。

施策の展開

① 科学好きの児童生徒の育成

- 少年少女発明クラブ⁴の支援等を通じて、児童生徒の、ものづくりや科学技術に対する興味・関心を高めます。(再掲)
- 「サイエンス実践塾」⁵など中高校生向け科学体験授業の開催により、中高校生に科学の魅力を発信します。(再掲)
- 中学生対象の「あいち科学の甲子園ジュニア⁶」等、チームで切磋琢磨しながら評価される場の提供や、自然科学に関する問題を解決する楽しさやおもしろさの体験を通して、科学好きな生徒を育成します。(再掲)

1 AI : P. 22 に掲載。

2 IoT : 物のインターネット (Internet of Things) あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称

3 ビッグデータ : P. 12 に掲載

4 少年少女発明クラブ : P. 23 に掲載

5 サイエンス実践塾 : P. 23 に掲載

6 あいち科学の甲子園ジュニア : P. 23 に掲載

- 技能者への憧れやものづくりへの関心を深めるため、小中学校及び特別支援学校を対象に、技能五輪メダリスト等による出前講座を行うとともに、技能五輪・アビリンピックを目指す選手が行う練習の見学会を実施します。

② 産業教育の推進

- 小学校段階からデジタル社会に慣れ親しむことができるよう、プログラミング教育⁷を始めとしたICT教育を推進します。
- 地域や産業界等と連携・協力して、産業教育PRのための出展や発表などに取り組み、産業教育の魅力を広く県民に発信します。
- 学校のWebページやSNS⁸、学校案内等による情報発信を積極的に行い、専門学科の教育内容や育成する産業人材像について、理解と啓発を図ります。
- 専門分野に関する研究や研修の機会を充実し、教員の資質向上を図ります。
- 産業教育の振興を図るため、老朽化した実習用設備を更新するとともに、進展する産業技術に対応した新規設備の整備を進めます。
- 農業科・水産科について、技術革新や環境に配慮し、6次産業化⁹等に対応した学習内容を充実するとともに、海外市場を視野に入れた次世代の農林水産業の担い手を育成する教育の質の向上を図ります。
- 工業科について、優秀な理数工学人材やものづくり企業で活躍できる女性人材などを育成する学科・コースの設置や新しい時代にふさわしい学校名への改称により、魅力向上を図ります。
- 商業科について、世界的企業や地域企業と連携した実際のビジネスを体験する事業の実施、専門性の深化と多様な進路実現を目指した学科改編を検討します。また、経済のグローバル化、情報技術の進歩、観光立国の流れに対応した学習内容の充実を図るなど、商業科のリニューアルを進めていきます。
- 家庭科・看護科・福祉科について、様々な生活関連産業の課題に対応できる人材を育成するため、地域や企業と連携して、専門教育の充実を図ります。また、医療・福祉機関等との連携を強化し、高度化・多様化する看護・介護現場のニーズに対応できる看護人材・介護人材の育成を図ります。

7 プログラミング教育：P. 14 に掲載

8 SNS：P. 39 に掲載

9 6次産業化：農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組

- 総合学科について、これまで設置した総合学科の現状と課題を検証し、必要に応じて教育課程の見直しや施設・設備の更新等を図るとともに、社会的ニーズや地域の実情を踏まえながら、必要に応じて各校の系列の見直しを検討します。
- 産業の複合化に対応するため、各専門学科が連携した取組や複数の専門学科の内容を総合的に学ぶ新しいタイプの総合専門高校の設置を研究します。

③ 大学・専門学校、産業界との連携

- 地域の産業界、労働界、教育機関、職業能力開発機関など产学研行政の連携により、ものづくり・職業教育を促進し、産業人材の育成を支援します。
- 大学・専門学校との連携により、STREAM教育⁹を推進するとともに、高等学校では学ぶことができない先進的な理数教育を受ける機会を高校生に提供します。
- 全国初の公設民営により設置した愛知総合工科高等学校専攻科における企業との連携など特色ある教育を推進します。
- 県内大学のデジタル技術を学習する場としての価値を高めることや、企業と連携した課題解決型学習（PBL）の実施に加え、産業界のニーズを踏まえた人材育成のさらなる方策の検討などに取り組み、产学研行政が密接に連携してデジタル人材の育成・確保を積極的に推進します。

⁹ STREAM 教育：Science、Technology、Robotics、Engineering、Arts、Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

5 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

(22) グローバル社会への対応の推進

現状と課題、施策の方向

- グローバル社会において、我が国が今後も持続的に発展していくためには、トップ・リーダーの育成はもとより、様々な分野において、グローバル社会に対応できる中核的・専門的な人材や、「Society 5.0¹」と呼ばれる新しい時代に対応できる人材の育成が必要です。
- 子供たちが、グローバル社会の中で主体的に生きていくためには、自国及び他国の伝統・文化・地理・歴史に対する理解を深め、尊重する態度を育んでいくとともに、多文化共生社会において、自分とは異なる歴史や文化的背景をもつ他者に対して共感する力を身に付けさせることが重要です。また、新たな時代を牽引する様々な分野において、AI²やデータを最大限活用し展開できる人材の育成も課題となっています。
- グローバル社会の中で、本県で生活する全ての子供が、将来、自らの能力を十分発揮しながら活躍できるよう取り組むとともに、ICT³を駆使してグローバルな視野で課題を解決できる人材の育成を図ります。また、多文化共生社会の実現に向け、全国で最も多い外国人につながりをもつ児童生徒の教育を充実させるなど、教育環境の整備を図ります。

施策の展開

① グローバル社会で活躍できる人材の育成

- グローバル人材育成の全県的な拠点校となる県立高等学校に国際探究科を新設し、地域の特性を生かした企業等との連携による教育活動に取り組みます。また、国際バカロレア⁴（IB）ディプロマ・プログラムの趣旨を踏まえ、探究的な学習を推進するための先進的な教育課程の研究に取り組み、成果の普及を図ります。（再掲）
- スーパーグローバルハイスクール⁵（SGH）の成果を踏まえ、本県独自のあいちグローバルハイスクール（AGH）⁶の指定を進めることにより、他の県立高等学校とも連携して国際的教養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーや地域と国際社会との架け橋となる人材を高等学校段階から育成します。

1 Society 5.0 : P. 13 に掲載 2 AI : P. 22 に掲載 3 ICT : P. 11 に掲載

4 国際バカロレア：国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラム。国際バカロレア（IB: International Baccalaureate）は、1968年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解してそのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置

5 スーパーグローバルハイスクール：高等学校等におけるグローバル・リーダー育成に資する教育を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、もって、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的としている。スーパーグローバルハイスクールの高等学校等は、目指すべきグローバル人物像を設定し、国際化を進める国内外の大学を中心に、企業、国際機関等と連携を図り、グローバルな社会課題、ビジネス課題をテーマに横断的・総合的な学習、探究的な学習を行う。

- 英語教育の一層の充実を図るため、第2期の「スупーバイシングリッシュハブスクール事業」を推進するとともに、ALT⁷の配置拡充に努めます。
- 「イングリッシュキャンプ in あいち⁸」や、「イングリッシュ1Day ツアー⁹」において、それぞれの事業の成果が一層高まるよう大学や企業との連携を視野に入れた事業の充実を図ります。また、2013年度から実施している「イングリッシュフォーラム¹⁰」の充実に努めます。
- 異文化を理解し、グローバルな視野を養うには海外の文化に直接触れる経験が重要であることから、生徒の留学支援の拡充とともに、各学校が実施する海外の学校との姉妹校提携や学校間交流の取組の一層の活性化と拡大に努めます。
- 2014年度に本県で開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」の成果を継承するため、各校のユネスコスクール申請手続きを支援するなど、加盟を促進します。
また、各学校における総合的な探究の時間やAGH等の取組を通して持続可能な開発目標であるSDGsの視点を踏まえた学びに取り組みます。（再掲）
- グローバルな視点をもってコミュニティを支える地域のリーダーの育成を目指し、市町村、産業界、大学、社会教育施設等と協働して地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する研究を行い、その成果を全県に普及します。
- 英語、プログラミング的思考¹¹、財務会計の知識を備え、ICTを使いこなしてグローバルな視野で課題を解決できる人材の育成を目指し、ICT企業、人材育成企業等と連携して、商業科における教育内容の見直しを検討していきます。（再掲）
- 2026年開催の第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）を契機とした国際理解教育を進めます。
- 国際バカロレアの指定を受けている私立高等学校を支援します。

② 多文化共生に向けた教育の充実

- 公立小中学校への日本語教育適応学級担当教員¹²や語学相談員の配置、県立高等学校・特別支援学校への外国人幼児児童生徒教育支援員¹³の配置を拡充するなど、就学支援体制の充実を図ります。

6 あいちグローバルハイスクール（AGH）：P. 17に掲載

7 ALT : Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手。ALTは基本的には担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業にかかる補助をする。

8 イングリッシュキャンプ in あいち：県内の公立小学校6年生と中学生、県立高校生を対象に行う英語の宿泊研修。英語力や目的に合わせて三つのクラスに分かれ、英語漬けの共同生活を送る中で、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。

9 イングリッシュ1Day ツアー：様々な国の人たちとオールイングリッシュによる日帰りバスツアーに参加することで、英語に対する自信と興味・関心を高めるとともに、異文化体験を通して相互理解の大切さを学ぶ。

10 イングリッシュフォーラム：県内12地区の英語教育の拠点となる高校（ハブスクール）における1年間の取組の成果を発表し、県内の全県立高校に普及還元する取組。各県立高校の英語教員が1名以上参加し、教員による実践発表や、ハブスクールの高校生によるオールイングリッシュの実践発表などが行われる。

11 プログラミング的思考：P. 13に掲載

12 日本語教育適応学級担当教員：日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援、生活適応支援を行う教員

13 外国人幼児児童生徒教育支援員：日本語によるコミュニケーション能力が十分に身についていない外国人幼児児童生徒や保護者への支援を行う職員

- 外国人児童等の円滑な小学校入学を図るため、初期の日本語指導や学校生活への適応指導を行うプレスクールの設置を促進するとともに、各教室のネットワーク化により、内容を充実します。
- 市町村教育委員会への「日本語能力測定方法¹⁴」活用の働きかけによる、公立小中学校における日本語能力の把握及び適切な支援を充実します。
- 公立小中学校が個別に応じて編成・実施する「特別の教育課程¹⁵」により、民間の教育支援サービスなど、ICTを活用しながら、日本語指導の充実を図ります。
- 愛知県公立学校教員採用選考試験における、第1次試験の加点項目として「外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン（タガログ）語堪能者」を設け、日本語指導充実の人材を確保します。
- 管理職や日本語教育適応学級担当教員、語学相談員を対象とした研修を充実します。
- 教員養成学部を有する大学に対して、帰国・外国人児童生徒等の教育に関する講座の開設に向けた働きかけを行います。
- 県立高等学校における外国人生徒等を対象とした特別な入学者選抜を実施するとともに、多言語による入学者選抜制度の案内等、情報提供の充実を図ります。
- 生徒の日本語習得の状況に応じたきめ細かな指導や相談体制を充実するなど、高等学校入学後の支援体制を強化します。
- 日本の教育制度に対する理解や、進学に関する情報の提供など、保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行います。
- 若者・外国人未来応援事業¹⁶における高等学校卒業程度認定試験の合格等に向けた学習支援及び日本語学習支援を拡充します。（再掲）
- 「日本語学習支援基金」を活用して、地域の日本語教室の運営を支援するとともに、外国人学校に対して、日本語指導者の雇用に必要な経費の一部を助成します。
- 「あいち地域日本語教育コーディネーター¹⁷」の派遣により、地域の日本語教室の設置・運営等について指導・助言を行います。
- 「愛知県地域日本語教育推進補助金」により、市町村における日本語教育を支援します。
- 地域の子供向け日本語教室で活動するボランティアの人材不足の緩和や指導内容の充実を図るため、ボランティア養成講座やスキルアップ研修を行います。
- 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が設置する中学夜間学級の改善を検討するとともに、夜間中学の課題についての研究やニーズの把握を図ります。（再掲）

14 日本語能力測定方法：文部科学省が開発した日本語能力を測定する客観的な基準

15 特別の教育課程：児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態

16 若者・外国人未来応援事業：P. 52 に掲載

17 あいち地域日本語教育コーディネーター：県内各地域において県が推進する事業のコーディネートや、市町村や地域の日本語教室の現場に対して教育プログラム策定や教室運営・改善の指導・助言等を行う。

5 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

(23) 外国語教育の充実

現状と課題、施策の方向

- グローバル社会においては、国際共通語としての英語の力がますます重要になっています。子供たちが英語を用いてコミュニケーションを図る体験を積み重ねながら、積極的に英語を使おうとする態度を育んでいけるよう、英語教育を充実していく必要があります。
- 本県では、「あいち国際戦略プラン¹」における人材育成を支える、あいちグローバル人材育成事業を2013年度から立ち上げ、児童生徒の英語力の強化及び国際交流等を通じた学ぶ意欲の向上に努めてきました。その結果、高等学校第3学年において、英検準2級以上を取得している生徒及び英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合は、2019年度調査で36.7%と、2013年度の21.5%から約15ポイント上昇しました。この結果は、各学校において、適切な学習到達目標を設定したり、四技能²をバランスよく育成するためのパフォーマンステストを導入したりするなど、一人一人の教員が授業改善を推進してきた成果であると考えられます。一方で、授業における生徒の英語による言語活動の実施状況や、英語担当教員の英語の使用状況については、学校間で取組に差が見られるなど、改善の余地が残されています。
- このため、子供たちの英語力向上のために必要となる人材の確保や教員研修、学校における指導体制の充実に、県・市町村・大学等が連携して取り組んでいきます。また、新学習指導要領により、これまで小学校5・6年生で行われていた「外国語活動」が2020年度から小学校3・4年生で必修となり、5・6年生では正式な教科としての「外国語（英語）科」となったことから、小中学校、高等学校のつながりを意識した外国語（英語）教育の取組を進めます。

施策の展開

① 英語教育等の充実

- 英語教育の一層の充実を図るため、第2期の「スーパーイングリッシュハブスクール事業」を推進するとともに、ALT³の配置拡充に努めます。（再掲）

1 あいち国際戦略プラン：世界の成長を続ける地域との関係強化を念頭に、グローバル人材の育成、産業のグローバル化、魅力の創出の3つの視点から、施策を効果的に実施することで、グローバルに成長を続けるあいちを目指すプラン。計画期間 2018年度～2022年度

2 四技能：「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」

3 ALT：P. 73に掲載

- 「イングリッシュキャンプ in あいち⁴」や「イングリッシュ 1 Day ツアー⁵」において、それぞれの事業の成果が一層高まるよう、大学や企業との連携を視野に入れ、さらなる充実を図ります。また、2013 年度から実施している「イングリッシュフォーラム⁶」の充実に努めます。(再掲)
- 公立小中学校で A LT、外部講師を活用できるよう、国の動向も踏まえながら、市町村教育委員会や大学等と連携を図ります。
- 愛知県公立学校教員採用選考試験において、「英語有資格者特別選考」を継続し、英語教育の充実のための人材を確保します。
- ICT⁷ の活用や民間企業と連携し、児童生徒の個々の能力に応じた学習の在り方の研究を進めるなどして英語教育改善の取組を進めます。
- 英語以外の外国語に触れる機会の充実を図ります。
- ネイティブ・スピーカーとして外国語教育を担当する外国人教員、外国語教育担当教員の職務を助ける外国人職員を雇用している私立中学校を支援します。
- 英語教育以外の外国語カリキュラムの開設、ネイティブ・スピーカーの雇用、英語教員の海外研修への派遣など、外国語教育を推進し、グローバル人材の育成に取り組む私立高等学校等を支援します。

② 小中学校、高等学校のつながりを意識した英語教育の充実

- 県立高等学校において、中学校との相互の授業参観と研究協議を行うなど、小中学校、高等学校のつながりを意識した取組を推進します。

③ 教員の研修の充実

- 新教育課程における指導を充実させるため、小学校の中核教員、中学校英語担当教員を対象に研修を行います。
- 英語を高いレベルで使いこなす人材の育成を目指し、県内 12 地区において、拠点校を中心に、研究授業や研究協議、ワークショップ、講演会などを実施し、地区内の英語科教員全体に研究成果を還元することで、県立高等学校全体の英語力の向上を目指します。
- 県内全域の県立高等学校の英語科教員を対象とした研修等を通して、「求められる英語力を有する教師の割合の向上」、「求められる英語力を有する生徒の割合の向上」、「CAN -DO リスト形式⁸での学習到達目標の整備の促進」、「生徒の英語による言語活動時間の割合の向上」、「パフォーマンステストの実施状況の改善」及び「英語担当教員の英語使用状況の改善」を目指します。

4 イングリッシュキャンプ in あいち : P. 73 に掲載

5 イングリッシュ 1Day ツアー : P. 73 に掲載

6 イングリッシュフォーラム : P. 73 に掲載

7 ICT : P. 11 に掲載

8 CAN-DO リスト形式 : 生徒に求められる英語力を達成するための目標（学習到達目標）を「言語を用いて何ができるか」という観点から、「CAN-DO リスト」の形式で具体的に設定すること

5 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

(24) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実

現状と課題、施策の方向

- 本県の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は全国最多（9,100人：2018年5月現在）であり、今後も増加が見込まれています。また、2019年6月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づいて策定された基本的な方針により、地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施することとされたことから、日本語指導が必要な子供たちへの支援をさらに充実させる必要があります。
- 外国人児童生徒等への教育については、自治体や学校における取組やNPO等による支援の状況が、地域によって差が生じています。
また、未就学の子供や日本語も母語も習得が不十分なまま中学校を卒業した人等に対応するため、個々の状況やニーズに応じた学びの場を提供することが求められています。
- 今後は、外国人の子供の就学促進や学校への円滑な受入れのための取組を、関係機関が連携して進めるとともに、人的配置の充実やICT¹の活用等を含めた支援を推進することにより、外国人児童生徒等が、誰一人取り残されない体制の確立を目指します。

施策の展開

① 外国人児童生徒の教育の位置付けの明確化

- 外国人児童生徒の教育に係る調査等を各自治体の業務として明確に位置付けるよう、市町村へ働きかけます。
- 関係する機関が連携し情報を共有する体制を構築します。
- 外国人の子供の教育の機会を確保するため、学校と民間教育施設やNPO等との連携を図ります。（再掲）

1 ICT : P. 11 に掲載

② 外国人児童生徒等の受け入れ体制整備の支援

- 公立小中学校への日本語教育適応学級担当教員²や語学相談員の配置、県立高等学校・特別支援学校への外国人幼児児童生徒教育支援員³の配置を拡充するなど、就学支援体制の充実を図ります。(再掲)
- 外国人児童等の小学校への円滑な入学を図るため、初期の日本語指導や学校生活への適応指導を行うプレスクールの設置を促進するとともに、各教室のネットワーク化により、内容を充実します。(再掲)
- 市町村教育委員会への「日本語能力測定方法⁴」活用の働きかけによる、公立小中学校における日本語能力の把握と適切な支援を充実します。(再掲)
- 公立小中学校が個別に応じて編成・実施する「特別の教育課程⁵」により、日本語指導の充実を図ります。(再掲)

③ 日本語指導に関わる教員の資質向上

- 愛知県公立学校教員採用選考試験における、第1次試験の加点項目として「外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン（タガログ）語堪能者」を設け、日本語指導充実のための人材を確保します。(再掲)
- 管理職や日本語教育適応学級担当教員、語学相談員を対象とした研修を充実します。(再掲)
- 教員養成学部を有する大学に対して、帰国・外国人児童生徒等の教育に関する講座の開設に向けた働きかけを行います。(再掲)

④ 学び直しのための施策の充実

- 日本語や母語の習得が不十分なまま中学校を卒業した人や、中学校卒業資格の取得を希望する人等、個々のニーズに応じた学び直しのための場を提供するための方策を検討します。
- 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が設置する中学夜間学級の改善を検討するとともに、県内市町村における夜間中学の課題についての研究やニーズの把握を図ります。(再掲)
- 若者・外国人未来塾⁶により、外国人等に対する日本語学習支援を実施します。(再掲)

2 日本語教育適応学級担当教員：P. 73 に掲載

3 外国人幼児児童生徒教育支援員：P. 73 に掲載

4 日本語能力測定方法：P. 74 に掲載

5 特別の教育課程：P. 74 に掲載

6 若者・外国人未来塾：P. 21 に掲載

⑤ 高等学校における配慮

- 県立高等学校における外国人生徒等を対象とした特別な入学者選抜を実施するとともに、多言語による入学者選抜制度の案内等、情報提供の充実を図ります。（再掲）
- 生徒の日本語習得の状況に応じたきめ細かな指導や相談体制を充実するなど、高等学校入学後の支援体制を強化します。（再掲）

⑥ I C Tの活用

- 児童生徒への日本語指導や保護者への情報提供、成人した外国人の学び直し等について、オンライン学習の活用を推進します。
- 外国人児童生徒等や保護者に向けて、就学や高等学校入学者選抜に関する情報、各学校からの連絡等を、SNS⁶を活用して配信する体制の整備について検討を進めます。

⑦ 地域における日本語学習・日本語教育への支援

- 「日本語学習支援基金」を活用して、地域の日本語教室の運営を支援するとともに、外国人学校に対して、日本語指導者の雇用に必要な経費の一部を助成します。（再掲）
- 「あいち地域日本語教育コーディネーター⁷」の派遣により、地域の日本語教室の設置・運営等について指導・助言を行います。（再掲）
- 「愛知県地域日本語教育推進補助金」により、市町村における日本語教育を支援します。（再掲）
- 地域の子供向け日本語教室で活動するボランティアの人材不足の緩和や指導内容の充実を図るため、ボランティア養成講座やスキルアップ研修を行います。（再掲）

⑧ 外国人児童生徒等の保護者に対する働きかけの推進

- 日本の教育制度に対する理解や、進学に関する情報の提供等、保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行います。（再掲）
- 県立学校において、それぞれの母語で相談できる窓口の設置等、保護者を支援するための取組について検討します。

6 SNS : P. 39 に掲載

7 あいち地域日本語教育コーディネーター : P. 74 に掲載

6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

(25) 学校における働き方改革

現状と課題、施策の方向

- 本県では 2017 年に「教員の多忙化解消プラン」を策定し、「勤務時間外の在校時間が月 80 時間を超過している教員の割合を、2019 年度までに 0% にすることを目指す」という目標の達成に向けて様々な取組を実施してきましたが、長時間勤務をした教員の割合は減少したものの、目標を達成できていない状況にあります。
- 教員の長時間勤務や過密労働が注目され、教員採用選考試験の志願倍率の低下が続いています。意欲と能力のある人材が教職を志すことがなくなり、資質の低下が危ぶまれています。心身の健康の保持の観点からも、学校教育の水準の維持の観点からも、教員の長時間勤務の是正は、「待ったなし」です。
- 2019 年 1 月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が取りまとめられました。同時に策定された「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を 2019 年 12 月に法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、一年単位の変形労働時間制¹を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるようにするため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立しました。
- 法改正に基づく国の指針において、勤務時間外の在校等時間の上限として「1か月 45 時間、1 年間 360 時間」を遵守することが示されました。これを受け、本県においても、「愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針（上限方針）」を 2021 年 4 月から施行することとし、勤務時間外の在校等時間の上限（1か月 45 時間、年間 360 時間）を定め、在校等時間の客観的な計測を行うこととしました。2021 年度以降は、「教員の多忙化解消プラン」に代わり、この上限方針に基づいて教員の働き方改革に関する取組を推進します。
- 「教員の多忙化解消プラン」の効果を検証しつつ、今後はさらなる在校等時間の短縮のための取組を進める必要があります。これまでの働き方を見直し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、学校における働き方改革の目指す理念を関係者全員が共有し、取組をただちに実行していきます。

施策の展開

① 学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し

- 子供に関わる活動の多くを学校で引き受けてきた「自前主義」から脱却し、学校の本来の役割を明確にします。
- 「教育の質保証」の観点から、教員が本来担うべき職務に専念できるよう、大胆な業務の削減や平準化を行います。

② 業務の精選と切り離し・外部人材の活用

- 学校が担ってきた業務を見直し、必ずしも学校が担う必要のない業務を切り離し、地域活動への移行や外部委託化等を進めます。
- 専門スタッフの学校への配置の一層の推進を図ります。

③ 長時間勤務者や学校への個別のフォローアップ体制の構築

- 民間企業等とも連携し、上限時間を超過した教員に対する校長等のマネジメント体制や長時間勤務者が多い学校への支援体制を構築します。
- 県立学校における働き方改革に向けて、取り組むべき内容や実践例（ガイドライン）を作成し、各県立学校に通知します。市町村立学校に対しては、実践例をモデル的に提示し、同一方向での実施を呼びかけます。
- 県立学校でのストレスチェックによるセルフケアの促進と職場環境の改善、管理職によるラインケアの推進、専門スタッフによる支援を実施します。
- 学校現場の声を生かしながら、学校における働き方改革を推進するため、学校関係者の意見交換の場、外部有識者・関係者によるフォローアップ会議を設置するなど、毎年度、取組の点検と見直しを行っていきます。

1 一年単位の変形労働時間制：公立学校の教育職員における休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制は、1箇月を超える1年以内の期間を平均して1週間あたりの正規の勤務時間が38時間45分となること等を条件として、業務の繁閑に応じ勤務時間を配分することを認める制度。長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用されるが、様々な前提となる事項がある。

④ 部活動の在り方の見直し

- 部活動本来の目的である児童生徒の健全育成の観点から、「部活動指導ガイドライン」の遵守を徹底します。私立学校に対しても国の部活動改革を踏まえた取組を呼びかけます。
- 対外試合を実施しない日の設定など、公立と私立が連携した、部活動指導に係る業務削減の取組を推進します。
- 個々の部活動顧問・生徒の活動実態を踏まえながら、各競技団体と連携し、各種大会の精選を推進します。
- 中学校及び高等学校における部活動の位置付けの違いを踏まえ、例えば、中学校については、学校単位から地域単位の取組とすること、高等学校については、校内で行う活動と競技力・技術の向上を目指す活動との棲み分けを検討するなど、学校種、競技等に応じた活動形態の在り方を検討します。
- 部活動指導員の配置拡充に努めるとともに、学校部活動の段階的な地域移行に向けて、国の動向も踏まえ、「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実現方策の検討を進め、持続可能な活動のための環境整備を行います。(再掲)

⑤ 「学校の新しい生活様式」に対応した学級規模の実現

- 教員の定数を改善し、小学校、中学校、高等学校の全ての学年において、少人数学級の早期実現を目指すとともに、チーム・ティーチング²などによる少人数指導を推進します。(再掲)

⑥ ICT³の活用による業務改善

- オンラインによる会議や研修をさらに推進するとともに、O f f - J T (校外研修)とO J T (校内研修)との関連を図りながら効果的に研修を進めるよう、教員研修計画の見直しを進めます。
- 統合型校務支援システムや業務支援アプリなど、ICTの活用による業務改善や、授業におけるICTの活用を推進します。(再掲)

2 チーム・ティーチング : P. 11 に掲載

3 ICT : P. 11 に掲載

6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

(26) 開かれた学校づくりと学校への支援

現状と課題、施策の方向

- 急速な社会経済環境の変化や取り組むべき教育課題の複雑化に対応し、社会総がかりによる教育の実現を図るためにには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組んでいくことが大切です。
- 学校と地域が連携・協働して地域全体で子供たちを育む活動である地域学校協働活動¹を推進する体制として、「地域学校協働本部」を早期に全ての小中学校区をカバーして構築することを目指しています。
- 進学等による環境の変化に子供たちが円滑に対応できるよう、また、地域全体で子供たちを育む体制を整えるため、学校種や設置者間の連携を深めることが求められています。
- 今後は、「開かれた学校づくり」から、さらに一步踏み出し、学校と地域が教育目標やビジョンを共有する「社会に開かれた教育課程」を実現し、一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図ります。

施策の展開

① 地域による学校への支援体制づくりの推進

- 地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等と連携・協働して学校運営を行う体制の構築を図ります。
- 地域学校協働活動を行っているコーディネーター等を対象とした研修の充実を図り、学校支援等の地域活動に参加する人材の育成を図ります。
- 県立高等学校と地域をつなぐコーディネーターの配置やコンソーシアム²の設置等、学校活性化の方策を研究します。
- 学校を支援する仕組みとしてのコミュニティ・スクール³設置の検討を進めるとともに、地域の実情を踏まえた方法で導入する市町村の取組を支援します。

1 地域学校協働活動：P. 64 に掲載

2 コンソーシアム：高等学校等が、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進するために自治体、大学、産業界等と構築する連携・協働体制

3 コミュニティ・スクール：P. 64 に掲載

② 地域人材の活用

- 2023年度から休日の部活動を地域に移行するという国の方針に基づき、地域人材の確保や費用負担の在り方等について検討し、円滑な地域移行を進めます。
- 部活動の地域移行の動きを踏まえつつ、部活動指導員の配置拡充に努めるとともに、指導等を担う地域の人材確保に向けた仕組みの構築に取り組みます。（再掲）
- 社会的経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境を実現するため、「地域未来塾⁴」の実施を市町村に働きかけます。
- 語学相談員・外国人生徒教育支援員の配置を拡充し、外国人児童生徒等へのさらなる支援の充実を図ります。
- 特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒を支援します。（再掲）
- 実務経験や専門的知識を有する社会人を積極的に活用している私立高等学校を支援します。

③ 学校を核とした地域づくり

- 地縁的組織を含めた地域と学校との連携・協働を進め、緩やかなネットワークをつくりながら協力関係の構築を図ります。
- 学校の特色ある教育活動等に関する情報を、地域に対して積極的に発信します。特に、県立学校については、中学生や保護者に対して、各学校の特色ある取組や魅力を発信する機会を設け、教育活動への理解を図ります。
- 地域を支える人材の育成を目指して、市町村及び地元企業等と連携しながら、中学生や高校生の職場体験等の充実を通じた地元の魅力に触れられる取組や、高等学校における地域課題の解決に向けた教育を推進します。（再掲）

④ 異なる学校種間・設置者間の連携

- 幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との交流活動・合同研修の実施や、幼児期と児童期のつながりを意識した教育活動の在り方について普及・啓発するなど、幼児教育と小学校教育との連携強化を図ります。
- 「東三河地域連携教育推進事業⁵」の成果も参考にしながら、地域の実情に応じた、異なる学校種間・設置者間における教育の推進を図ります。
- 中学校から高等学校への接続を円滑に行うため、教員間の交流や人事交流を進めるとともに、高等学校の魅力を中学生や中学校の教員に伝える機会を積極的に設けます。

4 地域未来塾：学習が遅れがち等の中学生等を対象とした地域住民の協力等による原則無料の学習支援

5 東三河地域連携教育推進事業：東三河の山間部、及び田原市において、地域の教育力を生かした中高連携を一層推進し、地域に根ざした人材の育成を図る事業

- 障害のある児童生徒が、それぞれのニーズに応じた適切な支援・指導が受けられるよう、支援情報を確実に進学先へ引き継ぐ体制づくりを進めます。
- 生徒の個性や創造性を伸ばす中等教育学校や併設型中高一貫教育校⁶についての研究を進めます。
- 公私双方の教員が合同で参加できる教員研修の実施の検討や、公私間協議により、高等学校の生徒募集や中学校3年生の進路実現に係る公私に共通する課題について協議を行います。

6 中高一貫教育：P. 12 に掲載

6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

(27) 教員の人材確保と資質向上の推進

現状と課題、施策の方向

- 本県の教育をさらに充実させるためには、優れた教員の確保と資質向上が不可欠です。しかしながら、近年、教員の大量退職等によって年齢構成や経験年数に不均衡が生じています。また、教員採用選考試験の志願者減少に伴う教員の質の低下への懸念等の課題があります。
- さらに、新学習指導要領¹の円滑な実施に向けた指導方法の改善や、ICT²を活用した教育の推進、外国人児童生徒等への教育等、多様な教育課題に対応するために、個々の教員の専門性を高める必要があります。
- 県教育委員会では、「愛知が求める教師像」として、「広い教養と豊富な専門的知識・技能を備えた人」、「児童生徒に愛情をもち、教育に情熱と使命感をもつ人」、「高い倫理観をもち、円満で調和のとれた人」、「実行力に富み、粘り強さがある人」、「明るく、心身ともに健康な人」、「組織の一員としての自覚や協調性がある人」を掲げており、その実現に向けて、人材の確保と資質の向上を図るための取組を充実させていきます。

施策の展開

① 優秀な教員の確保に向けた取組の推進

- 教員としての適性を有する多様な人材を確保するため、教員採用選考試験における選考の種類、選考試験内容をさらに充実させます。
- 教員採用選考試験の受験者増加に向け、学校における働き方改革を推進し、教員が働きやすい環境をつくるとともに、大学生、高校生等に対するPR活動を強化します。
- 教員養成を行う大学と連携し、教職課程の十分な確保や時間割編成の工夫等、学生が教員免許状を取得しやすい環境づくりを図ります。
- 大学との連携による学校インターンシップの導入に向けた検討を進めるなど、教職課程の学生に対する学校現場の体験機会等の充実を図ります。
- 県立学校において、専任の情報科教員や生徒のICT活用能力を育成するための支援員の配置等、ICT教育の推進体制の強化について検討します。（再掲）

1 新学習指導要領：P. 10 に掲載

2 ICT : P. 11 に掲載

- 「愛知県教育委員会障害者活躍推進計画³」に基づき、障害者である職員の活躍の一層の充実を図ります。
- ② 「愛知が求める教師像」の実現に向けた教員養成
 - 「愛知県教員育成指標⁴」を踏まえた「愛知県教員研修計画⁵」により、初任者から中堅教員、ベテラン教員、管理職まで、教員のキャリアステージに応じた体系的かつ効果的な研修を実施します。
 - 県教育委員会と県内の教員養成を行う大学等とで構成する「教員の資質向上に関する協議会⁶」において、本県が求める教員の育成に向けた協議を行います。（再掲）
 - 学校内のミドルリーダーとなる人材の育成を目指した研修を実施するとともに、各学校における研究成果や優良事例の共有、教員同士が学び合い、高め合う「教員コミュニティ」の構築に向けた検討を進めるなど、校内研修の充実を図ります。
 - 新学習指導要領の円滑な実施に向けた、主体的・対話的で深い学び⁷やユニバーサルデザインの授業⁸等についての研修を充実します。（再掲）
 - 高等学校における理科教員の指導力向上を目的とした理科教員地区別研修の充実を図ります。（再掲）
 - ICTを活用した教育の指導方法等について教員研修を充実させ、指導力のさらなる向上を図ります。
 - 特別支援教育コーディネーター⁹や特別支援学級担当教員、通級による指導担当教員を対象とした研修を充実させ、専門性の向上を図ります。
 - 管理職や日本語教育適応学級担当教員¹⁰、語学相談員を対象とした研修を充実します。（再掲）
 - メンタルヘルス¹¹やワーク・ライフ・バランス¹²の視点を取り入れた研修を充実します。

3 愛知県教育委員会障害者活躍推進計画：障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（2020年4月1日施行）に基づき、障害者である職員の活躍の一層の充実を図ることを目的に策定。計画期間 2020年度～2024年度

4 愛知県教員育成指標：P. 35 に掲載

5 愛知県教員研修計画：愛知県教員育成指標を踏まえ、教員に求められる資質・能力の向上を図るための研修を体系的に構築するため、毎年度策定する研修計画

6 教員の資質向上に関する協議会：教育委員会と大学等が相互に議論し、養成や研修の内容を調整するための制度として創設される協議会。2015年12月21日付け中央教育審議会「これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」においては、「教員育成指標及び教員研修計画同様、各都道府県において必ず取り組まれることが必要」であり、「おおむね都道府県、政令指定都市の教育委員会単位で組織するもの」とされている。

7 主体的・対話的で深い学び：P. 10 に掲載

8 ユニバーサルデザインの授業：P. 27 に掲載

9 特別支援教育コーディネーター：P. 25 に掲載

10 日本語教育適応学級担当教員：P. 73 に掲載

11 メンタルヘルス：精神面における健康のこと。日本語では精神（的）健康、心（こころ）の健康と称されることが多い。精神疾患からの回復だけではなく、社会・職場・家庭等の環境に適応できているか、いきいきと仕事ができているかといったポジティブな部分も含めた意味合いで使われることが少なくない。

- 事務職員や専門スタッフ等を含めた教職員が、学校における課題に対応し、必要な資質・能力を備えることができるよう、研修内容の充実を図ります。
- 特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上を図るとともに、特別支援学校の教員が、全ての特別支援教育領域の免許状を取得することを目指します。
(再掲)
- 学校においてリーダーとなる人材の育成を図るため、小中学校・高等学校と特別支援学校との人事交流や大学・研究所や企業等への派遣を積極的に進めます。(再掲)
- 実務経験や専門的知識を有する社会人の積極的な活用や、アクティブ・ラーニング¹³に係る研修に取り組んでいる私立中学校、高等学校を支援します。

③ 教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化

- 研修の中核的な役割を担う県総合教育センターの機能強化に向けた検討を行います。
- オンラインによる会議や研修をさらに推進するとともに、O f f - J T (校外研修) と O J T (校内研修) との関連を図りながら効果的に研修を進めるよう、教員研修計画の見直しを進めます。(再掲)

12 ワーク・ライフ・バランス : P. 55 に掲載

13 アクティブ・ラーニング : P. 49 に掲載

6 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

(28) 学校施設・設備の充実

現状と課題、施策の方向

- 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として、安全・安心で質の高い施設環境を確保する必要がありますが、災害時は地域住民の避難所としての役割も果たすことから、これまで、非構造部材等を含めた施設の耐震化を中心とした防災機能の強化等、安全性を優先して進めてきました。
- 県立学校の施設は、昭和40年代から昭和50年代の生徒急増期に建設された建物の割合が高くなっています。今後、こうした建物が一斉に建替え（改築）の時期を迎えることから、中長期的な視点の下、「県立学校施設長寿命化計画¹」に基づき、計画的に老朽化対策を進めるとともに、トイレの乾式化・洋式化への環境改善や空調設備の設置等、快適な施設環境の整備に取り組んでいきます。
- また、GIGAスクール構想²の実現を前提とした、新しい時代の学びを支える学校教育のICT³化を図るとともに、理科教育・産業教育環境の充実等、魅力ある学校づくりを進めるための施設整備を推進します。
- さらに、特別支援学校の教育環境改善のため、国において定める設置基準への対応や、児童生徒の増加に伴う教室不足の解消に向け、新設や増築を検討するとともに、インクルーシブ教育システム⁴を構築していくための環境整備の充実が求められます。
- 高等学校では、新学習指導要領⁵において、不登校生徒等、特別な配慮を必要とする生徒への対応が求められていることから、普通科において生徒が自分のペースで学習することができる新たな学習環境を備えた学校を設置する必要があります。
- 一方、児童生徒の減少が見込まれる地域においては、学校の活性化・魅力化のための方策を一層進めるとともに、それぞれの地域の実情を踏まえ、全県的な学校配置の具体的な構想について検討を進めます。

1 県立学校施設長寿命化計画：P. 27 に掲載

2 GIGA スクール構想：P. 13 に掲載

3 ICT : P. 11 に掲載

4 インクルーシブ教育システム : P. 25 に掲載

5 新学習指導要領 : P. 10 に掲載

施策の展開

① 学校施設の防災機能の強化及び計画的・効率的な長寿命化の推進

- 天井材等、非構造部材の耐震化を進め、災害時における避難場所としての役割を強化します。
- 「県立学校施設長寿命化計画」に基づく計画的な施設改築・改修を実施します。(再掲)
- 私立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校における非構造部材の耐震化、老朽化に伴う改修や危険建物の改築を支援します。

② 快適な教育環境の実現

- 県立学校の長寿命化改修に合わせ、早期にトイレの乾式化・洋式化を実現します。
- 県立高等学校の普通教室に空調設備を整備します。
- 県立特別支援学校においては普通教室に加えて特別教室に空調設備を設置します。
- 市町村立学校における空調設備の整備や少人数学級の拡充に伴う教室不足への対応について、国へ働きかけます。

③ 理科教育・産業教育環境の充実

- 県立高等学校において、理科実験に必須となる物品の整備を継続するとともに、新学習指導要領の実施を踏まえ、「理数探究」「理数探究基礎」等の探究的な学習を実施するために必要な実験環境の整備に努めます。
- 老朽化が著しい産業教育設備や、技術革新による実習内容の変更に伴う産業教育設備を更新するため、産業教育設備の基本方針を策定し、産業教育設備を計画的に整備します。

④ I C T 機器等の教育環境の整備の推進

- 1人1台端末の整備を始め、各教室へのプロジェクタ等の配備やネットワーク環境の整備、遠隔・オンライン教育に適合したI C T環境の実現を目指します。
- I C T人材の育成に向けたI C T教育環境の整備を図ります。
- 主体的・対話的で深い学び⁶の実現に向けた授業改善を推進するため、県立高等学校にアクティブ・ラーニングルームを整備するなど教育環境の充実を図ります。(再掲)

⑤ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒のための教育環境の充実

- 各学校の実情を踏まえ、教室の増設や新たな特別支援学校の設置を検討します。(再掲)
- 国において定める特別支援学校の新たな設置基準への対応を検討します。

6 主体的・対話的で深い学び : P. 10 に掲載

- 長時間通学解消のため、分校・分教室の設置や新設校の設置に合わせた通学区域の見直し、スクールバスの増車について推進します。（再掲）
 - 県立高等学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備の充実について検討します。
- ⑥ 県立学校の魅力化と適正配置
- 多様な生徒のニーズに応える様々なタイプの高等学校の設置を検討します。（再掲）
 - 生徒が減少する地域の実情を踏まえた学校配置を検討します。（再掲）

7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

(29) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障

現状と課題、施策の方向

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県内の学校で長期にわたり学校の臨時休業措置が取られ、通常の教育活動を行うことができない状況となりました。
- こうした新たな感染症や、気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害、さらに南海トラフ地震発生による災害等の緊急事態において、やむを得ず学校の臨時休業等が行われる場合であっても、教育活動を継続し、子供たちの学びを保障することが必要となります。
- このため、子供たちが臨時休業等により登校できない場合においても、子供たちと学校との関係を継続し、学習の保障や心のケア、虐待の防止を図れるよう、ICT¹の活用や分散登校の実施等により、切れ目のない学習環境の整備を進めています。
- また、学校再開後においても「学校の新しい生活様式²」を踏まえた、安心・安全で健やかに学習できる衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制の構築、必要な施設・設備の整備を進めています。

施策の展開

① ICTを活用した学びの保障

- 国のGIGAスクール構想³により整備する校内LANや1人1台端末を始めとする、学校のICT環境の整備を加速化し、オンライン教育が可能となるよう通信環境を整備するとともに、研修の充実等による教員の指導力向上を図ります。（再掲）
- 災害や感染症等による学校の臨時休業等の緊急時における学びの保障の観点から、学校・家庭において学習できる、オンライン学習システムの活用を検討します。（再掲）

② 「学校の新しい生活様式」に対応した教育環境の整備

- 新しい時代の学びを支える安心・安全な教育環境の実現や、地域の避難所としての防災機能を確保するため、「学校の新しい生活様式」を踏まえた教職員配置や少人数学級を推進するとともに、安心・安全で健やかに学習や生活ができる学校施設の整備を図ります。

1 ICT : P. 11 に掲載

2 学校の新しい生活様式：国が定める学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

3 GIGA スクール構想 : P. 13 に掲載

③ 心のケア実施体制の充実

- 災害や感染症等による学校の臨時休業時に登校できない場合においても、子どもとの関係を継続させ、スクールカウンセラー⁴やスクールソーシャルワーカー⁵等の専門スタッフと連携し、子どもたちの心のケアや虐待防止を図ります。

④ 学校保健衛生対策の充実

- 新型コロナウイルス感染症に負けない学校づくりに向けて、各県立学校において感染症対策を徹底する上で必要となる保健衛生用品を整備します。
- 特別支援学校のスクールバスにおける感染リスク低減を図るために必要となる、スクールバスの増車を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症対策に必要な保健衛生用品を整備する私立学校を支援します。

⑤ 各学校における危機管理マニュアル等の見直し

- 学校における安全上の課題や地域の特性及び学校安全に関する取組の実践状況等を踏まえ、「あいちの学校安全マニュアル」等を参考にしつつ、災害発生時にも適切な対応ができるよう、必要に応じて学校安全計画や危機管理マニュアルを継続的に見直していきます。

4 スクールカウンセラー：P. 21 に掲載

5 スクールソーシャルワーカー：P. 44 に掲載

7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子どもたちが安心・安全に学べることを保障します

(30) 学校安全・防災教育の推進

現状と課題、施策の方向

- 学校における安全教育は、日常生活で発生する事件・事故や犯罪に対する生活安全、交通事故等に対する交通安全、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害や、今後発生が懸念される南海トラフ地震等を始めとする自然災害等に対する災害安全のそれぞれの観点から行っています。
- 加えて、子どもたちが学校における活動中の事故や、登下校中に事件・事故に巻き込まれる事案、スマートフォン・SNS¹の利用を巡るトラブル、異常気象による子供の熱中症の多発、外国からのミサイル攻撃に対する対策等、従来想定されなかった新たな危機事象への対応も求められています。
- こうした現状を踏まえ、学校における安全教育として、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために、子ども一人一人が主体的に行動する態度を育成していく必要があります。
- 今後も、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基本として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎をつちかうとともに、進んで安全な社会づくりに参加し貢献できるよう、子どもたちの安全に関する資質・能力を育成します。

施策の展開

① 学校安全・防災に向けた実践的な活動の充実

- 学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク²を活用し、不審者等の情報を提供するとともに、緊急時における幼児児童生徒の安全確保を図ります。また、SNS等のICT³の活用も検討していきます。
- 各小学校の実情に応じて、スクールガード⁴による児童の登下校時等の見守りに努めます。

1 SNS : P. 39 に掲載

2 学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク：緊急情報の迅速かつ広域的な共有と、地域ぐるみで子供を守る体制づくりをするため、市町村教育委員会等と協力して構築したネットワーク

3 ICT : P. 11 に掲載

4 スクールガード：学校や通学路で、子どもたちが事故や事件に巻き込まれないように見守る学校安全ボランティア

- 学校安全計画に基づき、関係機関と連携して、通学路の危険箇所の点検や交通安全指導、避難訓練、不審者への対応訓練、教職員の研修等を計画的に行い、常に安全教育・安全管理等に配慮した学校経営を行います。
- 大規模災害や事故等の発生に備えて、非常時における学校と家庭との連絡システムや幼児児童生徒の引き渡し方法、安否確認のための災害伝言板や伝言ダイヤルの活用等について周知します。また、SNS等のICTの活用も検討していきます。
- 不審者に対する対策として、特別支援学校に防犯カメラを設置します。
- 熱中症ガイドラインに沿って、天候や気温に応じた適切な行動がとれるようにします。
- 特別支援学校に設置した緊急地震速報受信システムを活用し、避難訓練を実施します。
- 安全・防災に関する情報収集・伝達について、最新のICTを活用した手法への変更を検討していきます。
- 火災、地震、津波等の災害発生時の避難経路や避難行動・態度の学習、交通安全に関する講習会や研修を行っている私立中学校、高等学校を支援します。

② 学校安全・防災に関する学びの充実と人材の育成

- 各教科、道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等における学習内容・活動内容と防災教育との関連を図り、防災に関して教科横断的⁵な学びができるように工夫します。
- 防災ボランティアや地域の防災組織等の関係機関と連携し、児童生徒が体験的な学習を通して災害時の対応や役割等について学ぶ機会をつくります。また、地域と連携した防災訓練等への積極的な参加を推奨し、自助・共助の意識の向上を図ります。
- 消防等関係機関の協力を得て、各学校で心肺蘇生、AEDによる除細動、応急手当の方法等、救命救急に関する知識や技能を学ぶ機会をつくります。
- 高校生を対象に、学校や地域の防災力向上に貢献できる防災リーダーの育成を図ります。
- 安全教育担当教員を対象とした研修を行い、各学校で実践的な防犯教育、交通安全教育、防災教育が行われるようにします。
- 新任校長、新任教頭や経験の浅い教職員を対象とした防災研修を行い、防災意識を高めます。
- 災害や防災、救急救命法に関する学習を行っている私立中学校、高等学校を支援します。

⁵ 教科（等）横断的：P. 14 に掲載

第3章 計画の推進

- 1 計画の推進に当たって
- 2 指標の設定
 - 参考資料
 - 1 策定の経緯
 - 2 県政世論調査（概要）
 - 3 教育基本法

1 計画の推進に当たって

本計画に掲げた施策を進めるに当たっては、「企画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」というPDCAに基づくマネジメントサイクルを踏まえて、事業を検討していきます。

そのために、本計画においては、より効果的な教育施策の企画・立案などを行う観点や、県民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM）にも留意しつつ、わかりやすい指標を設定します。その指標も参考としながら、毎年度、施策の成果の点検・評価を行います。

また、取組を真に実効性のあるものにしていくために、教育に関して学識経験を有する方々の知見の活用を図りながら、毎年度、その進捗状況について点検・評価を行い、公表します。その上で、必要に応じて施策・事業の見直しを行うなど、取組のさらなる充実に取り組んでいきます。

2 指標の設定

本計画の目標の進捗状況を把握するために、以下のことに留意しながら指標を設定します。

- (1) 指標は、設定した時点での水準等を踏まえて、施策の達成状況を把握するために適切なものであり、かつ、既存の調査を利用するなど、学校等の負担にならないものを設定しています。
- (2) 指標の活用や関連する施策の展開に当たっては、その数値の達成が目的化されてしまい、本来の目指すべき状況とかけ離れることのないように取り組みます。
- (3) 計画の実施状況の点検・評価に当たっては、指標の推移に加え、関連する情報も含め、多角的な評価を行います。その際には、様々な価値観や考え方があることや、個々の置かれている状況に十分配慮しながら、点検・評価に取り組みます。
- (4) 計画期間が5年間であることから、設定された指標が継続して確認できなくなった場合などには、代替となる指標を検討します。

3 指標

指 標	現 況		目 標	
	年度	数 値	年度	数 値
1. 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます				
(1) 授業改善に関する指標				
ア 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」の問い合わせに対する肯定的な回答する児童生徒の割合(主体的な学びの指標)	2019	小:76.5% 中:72.8%	毎年度	前年度を上回る
イ 「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができますか」の問い合わせに対する肯定的な回答する児童生徒の割合(対話的な学びの指標)	2019	小:73.3% 中:70.3%		
ウ 「授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたと思いますか」の問い合わせに対する肯定的な回答する児童生徒の割合(表現力を高める学びの指標)	2019	小:63.4% 中:54.0%		
(2) 授業にICTを活用して指導できる教員の割合	2019	62.8%	2025	100%
(3) ユネスコスクール交流会への参加人数	2019	175人	毎年度	200人以上
(4) 進学や就職等進路が決まらないまま卒業する中学生の人数・割合	2019	621人 0.9%	毎年度	前年度を下回る
(5) 中学校から高等学校等への「個別の教育支援計画」の引継率	2019	62.9%	2023	100%
(6) 就労アドバイザー(特別支援学校)による就労先訪問件数	2019	789件	毎年度	前年度を上回る
(7) 幼稚園、認定こども園、保育所と小学校の連携・接続に関して研修を行っている市町村数	—	—	2024	全市町村
2. 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます				
(8) 道徳性・社会性、自己肯定感、魅力ある学校に関する指標				
ア 「人が困っているときは、進んで助けていますか」の問い合わせに対する肯定的な回答する児童生徒の割合	2019	小:88.4% 中:86.8%	毎年度	前年度を上回る
イ 「自分にはよいところがあると思いますか」の問い合わせに対する肯定的な回答する児童生徒の割合	2019	小:81.6% 中:74.8%		
ウ 「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問い合わせに対する肯定的な回答する児童生徒の割合	2019	小:86.1% 中:82.1%		
(9) 小中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数	2019	小:19,774件 中:5,896件 高:1,155件 特:21件	毎年度	児童生徒理解にもとづき、積極的に認知する
(10) 小中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの解消率	2019	77.1%	毎年度	100%
(11) 小中学校、高等学校、特別支援学校におけるスクールカウンセラーの相談時間数(小中学校)、配置人数(高等学校、特別支援学校)	2019	小:40,950時間 中:62,065時間 高:54人 特:1人	毎年度	増加
(12) 小中学校、高等学校、特別支援学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置人数	2019	小中:59人 高:7人 特:1人	毎年度	増加

指標	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
3. 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます				
(13) 若者・外国人未来応援事業の実施地域数と受講者数	2019	5 地域 85 人	2025	9 地域 130 人
(14) 放課後児童クラブ児童の放課後子ども教室等教育プログラムへの参加が可能な小学校区の割合	2019	54.5%	2025	100%
(15) 生活困窮世帯・ひとり親家庭の子どもの学習支援事業の実施市町村数	2020	41 市町村	2024	全市町村
(16) 小学校における新たな体力向上運動プログラムの活用状況	—	—	2025	100%
(17) 自殺予防対策の取組を実施した中学校、高等学校、特別支援学校の割合	2019	85%	毎年度	前年度を上回る
(18) 学校での食物アレルギー対策のための研修・訓練等を実施した小中学校、高等学校、特別支援学校の割合	2019	95.8%	毎年度	前年度を上回る
4. ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます				
(19) 「アートフェスタ－愛知県高等学校総合文化祭－」の参加者数	2019	5,482 人	毎年度	5,400 人以上
(20) インターンシップ等に取り組んだ高等学校の生徒数	2019	20,257 人	2025	20,000 人
5. 世界につながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます				
(21) 高等学校第3学年において、英検準2級以上を取得している生徒及び英検準2級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合	2019	36.7%	2025	50%
(22) 外国人のプレスクール実施市町村数	2019	16 市町村	2025	増加
(23) 日本語教育適応学級担当教員の数	2020	523 人	毎年度	外国人児童生徒数等に応じた適正配置
6. 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます				
(24) 法定遵守事項である時間外在校等時間の上限（月45時間以内、年360時間以内）を超過している教員の割合	—	—	2025	小:0% 中:0% 高:0% 特:0%
(25) コミュニティ・スクールを導入している小中学校数	2019	小:105 校 中:50 校	毎年度	前年度を上回る
(26) 愛知県公立学校教員採用選考試験の志願倍率	2020	小:3.1 倍 中:4.1 倍 高:7.0 倍 特:4.0 倍	毎年度	前年度を上回る
7. 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します				
(27) 大規模災害や感染症拡大におけるオンラインによる学習環境を整備した市町村数	—	—	2025	全市町村
(28) 実効性を高めるために、危機管理マニュアルの見直しを実施した学校や、地域の防災課題に応じた防災・避難訓練等を実施した学校の割合	2018	見直し実施:95.2% 避難訓練等:100%	毎年度	見直し実施:100% 避難訓練等:100%
(29) 教職員を対象として、AEDの使用を含む応急手当の実習を実施した学校の割合	2018	96.7%	2025	100%

参考資料

1 策定の経緯

- (1) 第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議における審議
有識者 21 名による検討会議を設置し、計画案を検討した。（設置要項、委員名簿は別記）
- (2) 策定までの流れ

月 日	会 議	内 容
2020 年 7 月 20 日	第 1 回 愛知県総合教育会議	・ 大綱の策定方法について
7 月 30 日	第 1 回検討会議	・ 基本理念、取組の方向、次期計画に盛り込むべき施策について
8 月 5 日	第 3 部会	・ 学校における働き方改革 (助言者 内田 良 名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授)
8 月 6 日	第 1 部会	・ I C T 教育の推進
8 月 17 日	第 2 部会	・ 外国人児童生徒への教育 (助言者 小島祥美 愛知淑徳大学教授)
9 月 3 日	第 2 回検討会議	・ 基本理念について ・ 取組の柱と施策の展開について
11 月 19 日	第 3 回検討会議	・ 中間とりまとめ案について
11 月 30 日	第 2 回 愛知県総合教育会議	・ 大綱の素案について
12 月 5 日	パブリック・コメント	・ 提出人数 24 人、提出件数 57 件 (2021 年 1 月 4 日まで)
2021 年 1 月 22 日	第 4 回検討会議	・ 最終案について
2 月 8 日	教育委員会会議	・ 第四次愛知県教育振興基本計画の決定
2 月 12 日	第 3 回 愛知県総合教育会議	・ 教育に関する「大綱」の策定
2 月 12 日	「愛知の教育に関する大綱」の策定 「あいちの教育ビジョン 2025 —第四次愛知県教育振興基本計画—」の策定	

【別記】

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議設置要項

（目的）

第1条 教育基本法第17条第2項に基づく愛知県の教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を検討するため、第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、基本計画の中でも基幹となる方針の部分を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく愛知県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とすることを念頭において検討するものとする。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

（1）基本計画の検討に関すること。

（2）その他、検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 検討会議は、別表に掲げる委員により構成する。

2 検討会議には座長及び副座長を置く。座長、副座長は委員の中から互選する。

3 教育委員会教育長及び県民文化局長は、必要に応じて、専門的な事項について検討するための部会を設置することができる。

（運営）

第4条 検討会議は教育委員会教育長及び県民文化局長が召集するものとする。

2 座長は、会議を総括し、会議の進行に当たる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のとき又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討する場合及び会議を公開することにより、会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、検討会議で、一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

2 会議の傍聴について必要な事項は別途定める。

（設置期間）

第6条 検討会議の設置期間は令和2年5月20日から令和3年3月31日までとする。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、県民文化局学事振興課の協力を得て、教育委員会事務局管理部教育企画課において処理する。

（その他）

第8条 この要項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年5月20日から施行する。

第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議 委員名簿

氏名	所属	役職	備考
青木 貴之	岡崎市立矢作北中学校	教諭	第3部会
石川 治代	愛知県国公立幼稚園・こども園長会	会長	第2部会
市原 康雄	愛知県専修学校各種学校連合会	副会長	
伊東 早苗	名古屋大学	副総長	◎座長
伊藤 準(～6月11日) 小玉 昭次(6月12日～)	愛知県小中学校PTA連絡協議会	会長	
稻垣 寿	愛知県都市教育長協議会	代表	第1部会
犬塚 尚美	特定非営利活動法人 キャリアデザインフォーラム	代表理事	
小野 伸之	愛知県町村教育長協議会	代表	第1部会
加藤 聰也	愛知県立豊明高等学校	教諭	第3部会
加藤 宣明	愛知県経営者協会	会長	
榎 直樹	愛知県私学協会	会長	第3部会
柴田 悅己	愛知県公立高等学校長会	会長	第3部会
柴田 好章	名古屋大学	大学院教育発達科学研究科 教育科学専攻教授	第3部会長
杉浦慶一郎	愛知教育大学	理事・副学長	○副座長 第2部会長
玉置 崇	岐阜聖徳学園大学	教育学部教授	第1部会長
土井 佳彦	特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター 東海	代表理事	第2部会
中谷 真人	愛知県小中学校長会	会長	第3部会
福山 勇治	愛知県特別支援学校長会	会長	第1部会
堀場 文彰(～5月31日) 黒田 耕作(6月1日～)	愛知県公立高等学校PTA 連合会	会長	
松岡 明範	愛知県私立幼稚園連盟	会長	第2部会
山本 理絵	愛知県立大学	教育福祉学部 長兼人間発達 研究科長	第2部会

(敬称略 五十音順 21名)

2 県政世論調査（概要）

- 調査対象 愛知県内に居住する18歳以上の男女 3,000人
- 回答者数 1,442人（回収率 48.1%）
- 調査期間 2019年11月1日から11月20日まで

〈子どもを教育していく中での家庭の役割〉

子どもを教育していく中で、家庭の役割としてどのようなことが重要であると思いますか。
(回答は2つまで)

- ・家庭で団らんの時間を作ること 51.2%
- ・保護者が責任を持ってしつけを行うこと 48.1%
- ・子どもに規則的な生活習慣を身に付けさせること 36.5%
- ・手伝いをさせるなどして家庭での子どもの役割を自覚させること 24.2%
- ・家族と一緒に趣味やスポーツをすること 15.7%
- ・その他 2.0% • わからない 2.4% 無回答 4.0%

〈子どもを教育していく中での地域社会の役割〉

子どもの教育にとって、地域ではどのような取組が重要であると思いますか。
(回答は2つまで)

- ・地域の住民が、気軽にあいさつや会話をすること 62.9%
- ・地域の住民が交流できる機会を増やすこと 33.5%
- ・子供に、地域の大人が働く姿を見せることや、職場の見学や体験ができる機会を与えること 25.8%
- ・地域の住民が、祭りなど地域の行事に参加すること 24.3%
- ・地域の住民が、地域のボランティア活動に参加すること 7.8%
- ・その他 1.6% • わからない 4.6% • 無回答 3.0%

〈学校に望むこと〉

これからの中学校に特に望むことは何ですか。（回答は2つまで）

- ・いじめや不登校のないこと 57.8%
- ・魅力ある授業や分かりやすい授業を行うこと 42.6%
- ・社会に役立つ人材を育てるここと 26.1%
- ・国際社会に通用する外国語を身に付ける教育を充実させること 16.0%
- ・情報活用能力を身に付けさせること 12.6%
- ・家庭や地域の意見が反映されること 6.7%
- ・文化やスポーツなどで特色のあること 5.7%
- ・その他 6.2% • わからない 2.1% • 無回答 2.8%

〈子どもの将来のため、県が力を入れるべき教育分野〉

子どもの将来のために、愛知県は、どのような教育分野に力を入れていくべきだと思いますか。（回答は2つまで）

- ・道徳教育 44.8%
- ・キャリア教育 23.0%
- ・学力の育成 18.2%
- ・国際教育 16.6%
- ・学びのセーフティーネットの構築 12.6%
- ・産業教育 10.9%
- ・環境教育 9.5%
- ・特別支援教育 8.0%
- ・S T E M教育 7.1%
- ・ＩＣＴ環境整備の促進 6.9%
- ・文化芸術教育 4.7%
- ・情報教育 4.6%
- ・その他 4.2%
- ・わからない 3.7%
- ・無回答 3.7%

〈授業以外で教員が優先すべき業務〉

「教員の多忙化」により教員が子供と向き合う時間を十分に確保できないことが課題となっています。授業以外で教員が行っている次の業務のうち優先すべき業務は何だと思いますか。（回答は3つまで）

- ・教員自らの資質・能力向上のための研修・研究 49.0%
- ・礼儀やマナー等のしつけに関する指導 40.6%
- ・基本的な生活習慣を確立するための指導 26.5%
- ・校内での児童生徒の安全確保に関する指導 19.6%
- ・保護者との連絡や、保護者会、保護者面接、家庭訪問など 16.9%
- ・進路に応じた課外授業や補習、個別指導など 16.7%
- ・学校行事（運動会、遠足、文化祭など）に関する指導 10.2%
- ・部活動に関する指導 9.4%
- ・地域行事への参加等の地域との連携に関する業務 7.0%
- ・登下校や放課後における対応 6.5%
- ・児童生徒の休み時間における対応 6.3%
- ・児童会・生徒会や、委員会・係等の活動に関する指導 4.3%
- ・その他 3.1%
- ・わからない 4.8%
- ・無回答 2.8%

〈県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に位置付けるべきもの〉

今後、愛知県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に何を位置付けるべきだと思いますか。（回答は2つまで）

- ・道徳性・社会性を育む教育の充実 42.2%
- ・健やかな体と心を育む教育の充実 33.9%
- ・いじめ・不登校等の解消 29.8%
- ・個に応じたきめ細やかな指導の充実 21.4%
- ・多様なニーズに対応した教育機会の提供 12.1%
- ・グローバルに活躍する人材の育成 11.4%
- ・学校施設やＩＣＴ機器の整備等の教育環境の充実 7.7%
- ・キャリア教育の充実 7.3%
- ・生涯学習の振興 4.5%
- ・その他 0.8%
- ・わからない 4.3%
- ・無回答 3.5%

③ 教育基本法

(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

愛知県教育委員会

〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電 話 052-954-6827 (ダイヤルイン)
F A X 052-961-3925
Webページ <http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/>

